

平成20年塩尻市議会9月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成20年9月18日(木) 午前10時00分

場 所 第1委員会室

審査事項

議案第 1号 平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費、3款民生費(1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、4款衛生費中1項保健衛生費3目保健対策費のうち高齢者生きがいづくり事業、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費中4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務諸経費、10款教育費

議案第 7号 平成19年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第22号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出3款民生費(1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費を除く)、10款教育費

議案第24号 平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

出席委員・議員

委員長	丸山	寿子	君	副委員長	山口	恵子	君
委員	中野	長勲	君	委員	金子	勝寿	君
委員	石井	新吾	君	委員	青柳	充茂	君
委員	柴田	博	君	委員	古厩	圭吾	君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

議会事務局長	神戸	保	君	庶務係長	中野	知栄	君
--------	----	---	---	------	----	----	---

午前10時00分 開会

委員長 おはようございます。ただ今から平成20年9月の定例会福祉教育委員会を開会いたします。後ほど御説明いたしますが、今議会の委員会より委員会の進め方が一部変更しておりますが、議会改革の一環として開かれた議会ということで進めてまいりたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

本日の委員会は、委員全員が出席をしております。審議に入ります前に、理事者から御挨拶がありましたらお願いいたします。

理事者あいさつ

副市長 どうもおはようございます。今日明日2日間でございますけれども福祉教育委員会を開催いただきましてありがとうございます。当委員会では、決算案件4件、人事案件1件、予算案件2件でございますけれども、決算等につきましては本会議あるいは一般質問等で申し述べてありますけれども、全体的にはまあまあ決算であったと思っております。ただ今回から財政の健全化に関する法律を受けまして、健全化の判断比率を算出しまして公表したところでございます。

経済情勢の厳しい中でございますし、地方自治、地方財政を取り巻く環境も大変厳しい中でございますけれども、委員の皆様方から御指導いただきながら、健全体制に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願したいと思います。

それでは、それぞれ担当課長等から詳細の御説明を申し上げますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではありますがお願いの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 当委員会に付託されました議案は、別紙、委員会付託案件表のとおりです。それでは日程につきまして副委員長から申し上げます。

副委員長 おはようございます。委員会審査終了後に、協議会の開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 今回から一部変わりました、委員会審査の方法を御説明いたします。

一点目は委員会の原則公開です。市民および報道関係の傍聴につきましては、従来委員の了解を得て委員長が許可をしておりましたが、より開かれた議会運営とするため、秘密会とした場合を除き許可を要することなく自由に傍聴ができる原則公開といたします。

二点目は部単位の議案審査です。従来は議案番号順に審査をしておりましたが、それぞれの部単位に係る議案順に審査を行います。一つの部の審査が終わりましたら、原則として課長以下の職員は入れ替わっていただきますが、必要に応じ残る職員につきましては、委員長および部長の判断といたします。なお理事者および部長は通して出席をしていただきます。

当委員会の審査は、福祉事業部、こども教育部、生涯学習部の順に行いますが、予算案件のように各部にまたがる議案につきましては、二つ目の部までは質疑まで行い、最後の部の質疑が終了した時点で、一括して討論および採決を行います。以上よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から議案の審査を行います。なお、発言に際しましては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第1号 平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について

委員長 それでは、最初に福祉事業部関係の審査を行います。議案第1号、平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について、歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費、3款民生費（1項社会福祉費7目榎川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く）、4款衛生費中1項保健衛生費3目保健対策費のうち高齢者生きがいづくり事業、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費中4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園、北部公園管理事務諸経費、10款教育費についてを議題とし、福祉事業部に関係する部分の審査を行います。説明を求めます。

福祉課長 3款の民生費をお願いいたします。決算書の備考欄につきまして主な事業を説明いたします。決算書の134ページ、135ページをお願いいたします。1目の社会福祉総務費でございますが、決算説明資料は39ページでございます。

135ページのところにまいります、丸の一つ目といたしまして、委員報酬について申し上げます。民生委員の推薦会の委員報酬でございますが、11人分で3万3,500円でございます。民生委員につきましては、3年に一回の改選がございまして改選年になっておりまして、民生委員改選のために推薦会を開催したものでございます。

その下の福祉委員報酬でございますが158人分、891万1,600円でございます。福祉委員でございますが、民生児童委員を福祉委員として委嘱いたしまして、地域福祉向上のために活動をしていただいております。12月1日の改正によりまして1名増となり159人でございます。端数が出ておりますのは、1人分が12月からですから、その端数処理のためでございます。

その下の一つ飛ばしまして丸、社会福祉事業推進費でございます。49万3,300円。黒ぼつの退職福祉委員記念品代でございますが、改選日に85人の方が退任されましたので、その分の記念品代でございます。

次のページをお願いいたします。続きまして黒ぼつの民生委員活動費等交付金でございます。1,019万9,410円でございますが、これは県委託金でございまして、同額が歳入となっております。

その下二つ飛ばしまして黒ぼつ災害見舞金。昨年は火災等が大変多くございまして、6件6世帯の方が被害に遭われました。見舞金につきましては合計で252万円。内訳でございますが、火災による住宅一部損失が1件、全焼が5件。亡くなった方が5人おいでになりました。

その下の丸、地域福祉推進事業でございますが、黒ぼつ真ん中になりますけれども、黒ぼつの地域ささえあい事業委託料1,227万2,081円。これは社会福祉協議会へ委託した委託料でございます。事業内容といたしましては、ご近所支え合いマップづくりモデル事業でありますとか、地域自主グループ活動の推進等でございます。ご近所支え合いマップづくりモデル事業でございますが、平成19年度は高出3区、高出2区、贄川、木曾平沢、奈良井の五区に取り組んでいただきました。

一つ飛ばしまして黒ぼつの社会福祉協議会本来事業推進補助金3,265万656円でございます。これは社会福祉協議会の本来事業に関わる人件費が主でございまして、4.4人分および事務費でございます。金額でございますが、平成18年度決算により427万円余が増えております。これは事務局長が平成18年度は嘱託でございましたが、平成19年度は正規職員になりましたので、そのため人件費が伸びております。

その下の黒ぼつ、ボランティアセンター事業補助金1,532万7,390円でございます。ボランティア登

録状況は災害ボランティアも含めまして150団体。その他に個人登録の方もおいでになります。

その下の黒ぼつ、しあわせネットワーク事業補助金1,963万8,789円でございます。事業内容は、地区で行いますふれあい食事サービス等の地域福祉活動の推進に関わるものでございます。

その下の丸、第12回塩尻市戦没者追悼式86万314円。市の戦没者追悼式は3年に1回の開催でございます。11月22日にレザンホールで開催いたしました。その経費でございます。

次のページをお願いいたします。2目に入りますが、2目の障害者福祉費。決算説明資料は39ページ、40ページになります。丸の一つ目障害者福祉事業、少し飛びまして黒ぼつ真ん中より少し上ですけれども、地域活動支援センター事業運営委託料2,124万8,595円でございます。地域活動支援センターの運営ということでございまして、宗賀共同作業所、檜川共同作業所、これは市内の作業所でございますが、他に市外の作業所、地域活動支援センターですが、市から通ってお出でになる方がおりますので、そちらへ出させていただくようでございます。

その下の黒ぼつ、障害者相談支援事業等委託料980万円は、平成19年度新規に計上いたしました。松本圏域、これは松本市、塩尻市、安曇野市、波田町、麻績村、生坂村、山形村、朝日村の8地区でございます。これらの市町村が構成メンバーとなりまして、松本傷害保険福祉圏域自立支援協議会を設置いたしました。この自立支援協議会には、市町村の他に法人等も入っておりますけれども、そこでは相談支援事業を圏域内の5カ所の相談支援センターに委託しております。松本市に4カ所、安曇野市に1カ所ございまして、その内圏域の塩尻市の方が利用されました相談件数でございますが、これは延べ1,141件でございます。

その下、そよ風の家自立支援ハウス設置工事、405万3,000円。これも平成19年度の新規でございます。そよ風の家では作業場賃金のアップということを考えまして、クッキー類の10製品を製造販売し、賃金アップということで設置いたしました。基本的にはごく小さいのですが、鉄骨造り平屋建ての17.18平方メートルでございます。

少し飛びまして、黒ぼつでいきますと下から4つ目でございますが、灯油購入費助成金99万円。この分は障害者の関係の分でございます。原油価格の高騰に対する緊急支援対策として、低所得世帯に対しまして灯油購入費の一部を助成いたしました。

予算科目が幾つかに分かれておりますので、まとめて説明させていただきます。対象となる方は平成19年度の市民税非課税世帯でございまして、そのうち生活保護世帯、重度の要介護でありますとか、重度の障害者の世帯、高齢者のみの世帯、母子父子家庭の計1,300世帯でございましたが、一世帯あたり5,000円を助成いたしました。事務費を含め事業費は約700万円でございます。

その次の丸になりますが、障害者福祉施設費。障害者が更生施設でありますとか、授産施設に入所または通所することによりまして、日中活動の場の確保でありますとか、機能訓練、作業訓練等を図るものでございます。

黒ぼつの2つ目、身体障害者施設訓練等支援費1,587万6,295円、これはやまびこ園他でございますが、本市から入所されている方が4人でございます。

次のページをお願いいたします。続きでございますが、黒ぼつの一つ目、知的障害者施設訓練等支援費1億7,968万8,769円。これは入所と通所でございまして、入所の関係は西駒郷他でございまして42人。通所の関係はすみれの丘他でございまして35人の方が利用されておりました。

次の丸、障害者援護事業は合計額で6,987万8,860円でございます。これは黒ぼつの一つ目、障害児福祉手当は二十歳未満の在宅の重度障害者の方が対象でございます。月額1万4,380円でございます。その次の黒ぼつ、特別障害者手当は常時介護を要する二十歳以上の在宅の重度障害者の方が対象でございます。

次は一つ飛ばしまして、市重度心身障害者福祉年金は、重度の障害があつて市民税非課税の方が対象でございますが、二十歳未満と二十歳以上両方の方に支給しております。

次の丸へいきまして、障害者福祉扶助費は合計で1億7,692万9,062円でございます。1つの障害に對しまして、補装具、日常生活用具の給付でありますとか障害福祉サービス等の提供や各種助成を行いました。ちなみに障害福祉サービスの支給決定数は270人ございました。

その下の丸、障害者にやさしいまちづくり事業は合計で783万430円。主に聴覚障害者等の日常生活におけるコミュニケーションの確保ということでありまして、社会参加の促進を図りました。手話通訳でありますとか、要約筆記者の派遣事業を行いました。

次のページをお願いいたします。3目の老人福祉費でございます。決算説明資料で40ページでございます。丸の一つ目、老人福祉施設費。養護老人福祉施設組合負担金745万8,000円は温心寮の施設負担金でございます。3月末現在、当市から22人が入所しております。以上でございます。

長寿課長 それでは長寿課についてお願いをいたします。決算説明資料につきましては、長寿課分41ページ、42ページ、46ページでございます。下から2つ目の白丸、老人福祉センター運営事業1億23万円余でございますが、5つ目の黒ぼつに老人福祉センター百寿荘運営費補助金がありますが、塩嶺福祉協会への補助でございまして、残りの百寿荘以外の5施設につきましては市社会福祉協議会へ指定管理と補助を行ったものでございます。6施設合わせて年間の延べ利用者数が8万2,000人余でございます。1日平均利用者は317.6人でございます。

次の白丸の在宅介護支援センター運営事業の2,435万円余につきましては、基幹型在宅介護支援センターの運営および6カ所の地域型在宅介護支援センターの運営委託に要した経費でございます。相談件数は延べ728件ございました。

次のページ、黒ぼつの真ん中より少し上の黒ぼつに塩尻市社会福祉協議会の負担金がございますが、同会からの派遣職員1人分を同会へ負担したものでございます。

中断の白丸の高齢者介護予防・生活支援事業7,923万円余でございますが、ここでは主な事業といたしまして13の事業がございます。高齢者の自立支援と家族の介護負担軽減を図るものでございます。

上から6番目の黒ぼつ、灯油購入費助成金の374万円余でございますが、原油価格の高騰に對しましての金融支援といたしまして、灯油購入費の一部として1世帯あたり5,000円の助成を行ったものでございまして、市民税非課税世帯で要介護4、5の認定者の属する世帯が94世帯ございました。市民税非課税世帯の75歳以上の人のみの世帯が655世帯ございまして、749世帯に助成をいたしました。

3つ目の黒ぼつの要介護者家庭介護者慰労金4,086万円につきましては、要介護3の人の介護者は6万円で203件。要介護者4の人の介護は12万円で161件。要介護5の人の介護者は同じく12万円で78件の442件の慰労金ございました。

福祉課長 続きましてその下のふれあいセンター洗馬建設事業をお願いいたします。決算説明資料は41ペー

ジでございます。経費につきましては、児童館と合わせてございますので、ふれあいセンター分について申し上げます。真ん中の黒ぼつ、ふれあいセンター洗馬建設工事でございますが、1億8,155万円余でございます。内訳は建築本体が1億836万円、電気設備が2,347万円余、給排水が3,987万円余、太陽熱の高度利用の設備工事がございまして984万円余でございました。

次のページをお願いいたします。4目の福祉医療費でございます。決算説明資料は42ページです。福祉医療費給付金でございますが、合計額3億4,464万円余でございまして、延べ件数が9万7,244件でございました。前年度対比でございますが、約1,700万円ほど増となっておりますが、最も増えておりますのが、心身障害者の給付金でございまして、前年よりも約1,600万円ほど増えております。以上でございます。

長寿課長 少し上へ戻っていただきまして、備考欄一つ目の白丸に地域介護・福祉空間整備費がございます。地域介護・福祉空間整備補助金の4,500万円でございますが、第三期介護保険事業計画に基づきまして地域の密着型施設の整備に助成を行ったものでございます。民間活力を活用した基盤整備を行ったものでございまして、内容につきましては小規模多機能型居宅介護といたしましてクリアせば、認知症対応型推奨介護の高齢者グループホームのふきぼこの2施設につきまして整備、助成をいたしたものでございます。補助金4,500万円の内訳につきましては、国が3,000万円、市が1,500万円でございます。いずれも平成20年4月1日の開始として現在事業運営されております。

一番下に白丸で、社会福祉事業繰出金5億2,885万円余がございますが、これは法定の負担割合に基づきまして、介護保健事業特別会計へ繰り出しを行ったものでございます。前年度と比較いたしますと2,393万円余の増で4.7パーセントの増でございます。内容につきましてはまた国債の方で申し上げます。

福祉課長 150ページ、151ページをお願いいたします。6目の保健福祉センター管理費でございますが、決算額が前年度よりも約3,500万円ほど減になっております。これは昨年度は非常用発電機の設置工事をいたしました。今年度は特に工事はございませんので減になっております。

154ページ、155ページをお願いいたします。2項児童福祉費の1目児童福祉総務費のうち、下でございますけれども丸の児童手当扶助費5億1,939万円余、前年度対比約9,000万円ほど増えております。この原因でございますが、平成19年4月から3歳未満の児童につきまして、従来第1子は5,000円でしたけれども、一律3歳未満につきましては月額1万円にいたしました。その分が増えていると思われま。

次のページをお願いいたします。決算説明資料42ページでございます。一番目の丸、児童扶養手当扶助費でございますが、1億8,700万円余でございます。延べの人数が4,854人でございました。

少し飛びまして164ページ、165ページをお願いいたします。決算説明資料43ページです。3目の母子福祉費でございますが、前ページから続いておりますけれども、母子福祉事務諸経費のうち、母子家庭等児童生徒就学支度金131万円でございますが、小学校入学61人、中学校入学70人の方に、合計131人に1人1万円ずつ祝い金を差上げたものでございます。

その下の丸、自立・就労支援推進事業14万9,000円でございますが、自立支援の教育訓練給付金といたしまして4人の方に給付をいたしました。

170ページ、171ページをお願いいたします。3項の生活保護費1目生活保護総務費でございますが、丸の生活保護事務諸経費でございます。その真ん中あたりに、システム改修委託料138万円余とありますが、

平成19年の新規でございまして、中国残留邦人に対します生活支援給付金の支給が平成20年4月から行われますが、それに伴いまして現行の生活保護システムを改修したものでございます。

次のページをお願いいたします。決算説明資料は44ページでございます。丸の一つ目生活保護扶助費でございますが、扶助費が3億5,099万円余。内訳でございますが、最も多いのが医療扶助で1億7,238万円余。次に多いのが生活扶助で1億771万円余でございました。保護の状況でございますが、平成20年3月31日現在が165世帯232人。保護率は3.4パーミルでございました。世帯の内訳でございますが、最も多いのが高齢者の世帯61世帯、次に多いのが傷病者世帯でございまして49世帯でございました。

次のページをお願いいたします。5項1目災害救助費でございますが、決算額はゼロでございました。以上でございます。

長寿課長 180ページ、181ページを御覧いただきたいと思っております。衛生費中3目保健対策費でございますが、備考欄の2つ目の白丸、高齢者いきがづくり事業の2,873万円余でございます。3つ目の黒ぼつ、老人クラブ活動助成事業補助金424万円余につきましては、市老連活動と49単位のクラブ活動に助成を行ったものでございます。

次のロマン大学負担金300万円につきましては、塩尻ロマン大学運営委員会への負担金でございまして、ロマン大学につきましては1学年120人、2学年115人の235人でございまして、1学年2学年共に年間26回の学習講座を開催いたしております。

次の敬老行事補助金1,591万円余につきましては、66の区の各区での敬老会の行事につきましては、75歳以上の高齢者8,081人の方を対象といたしまして、定額割では218万円、人数割で1人あたり1,700円といたしまして、1,373万円余の助成を行ったものでございます。なお、この事業につきましては平成19年10月の組織変更に伴いまして介護課へ事務分掌がまいりまして、この高齢者いきがづくり事業につきましては、平成20年度からは民生費へお願いをいたしております。以上でございます。

委員長 説明をしていただきましたけれども、それでは質疑を行いたいと思っております。委員より御質問ありましたらお願いします。

古厩圭吾委員 今の181ページの敬老行事の補助の関係ですけれども、それぞれの項目の周知をしているようですが、区の大小に関わる部分について、いろいろな受け止め方があるように思うのですが、その辺について特に問題として指摘されているようなことは処理されていますか。

長寿課長 区の大小につきましては、定額割につきましては2万円、4万円、7万円ということで、それぞれ人数によりまして定額割を分けております。29の区が2万円、33の区が4万円、4つの区が7万円という状況でございますが、この補助している内容の中では、今までそういったこの内容がいかがかという意見は聞いておりませんので、今年度も同様に進めておりますのでお願いします。

委員長 他にありますか。

柴田博委員 同じページの上のところ、老人クラブ活動助成事業補助金ですけれども、説明資料を見ると市老連に加入しているクラブと加入していないクラブで補助の額に差があるのですけれども、それはどういう理由で差を付けているのですか。

長寿課長 この内容につきましては、それぞれ単位クラブは3種類分類するとありまして、老連未加入につき

まして減額をしておりますのは、やはり活動の中で老連に加入して欲しいという中で減額をしております、老連への参加をすすめるための内容としておりますので、その点ぜひ御理解いただけたらと思います。

柴田博委員 例えば加入していなくても人数が多いクラブもあるわけですか。その辺はどうですか。

長寿課長 委員のおっしゃる通りでございます、それぞれこういった中でありますが、未加入の加入推進ということで御理解を得ておりますのでお願いいたします。

柴田博委員 加入しているクラブは50人以上と50人未満で人数によって差を付けている訳ですが、加入していない方は人数のいかんに関わらず2万円ということで行くと、2万円の決め方というのは何を基準に決めているのですか。

長寿課長 御覧いただきますと5万1,000円と4万4,000円とありますけども、その50人未満の4万4,000円の約半分という額になっておりますが、そのような形での内容で加入推進したいということでぜひ御理解いただきたいと思います。

柴田博委員 そうするとここ数年の間でそういうことで差をつけていて、加入されたクラブの実績はあるのでしょうか。

長寿課長 聞いている中では、減少はしているのですが増えたということは聞いておりません。ただ、老人クラブ活動が、今後高齢者が65歳以上の団塊世代等が増えてまいります中では、高齢者同士が支え合うということが大変必要になってくるという中では、市といたしまして老人クラブの活動助成をより充実させていかなければいけないということもございまして、加入推進をこれからも図ってまいりたいと思いますのでお願いをいたします。

柴田博委員 同じことですが、加入されない理由とは何か特別なものがあるのですか。

長寿課長 どのような団体でもそうですが、一緒にはやりたいが役員を受けたくないというような気持ちの中で、老連に入らないという内容があると聞いております。

委員長 良いですか。他にありますか。

石井新吾委員 135ページに保護司会補助金とありますけれども、保護司というのは法務大臣が委嘱しているわけですが、現在塩尻市には何人くらいおられるか把握しておりますか？

福祉課長 市内の保護司さんは25人でございます。

石井新吾委員 ここに毎年20万円の補助をしているわけですが、保護司の皆さんはボランティア、無償でやっているわけです。なかなか大変かと思うのですが、こういったことでこの補助金をつけているわけですか。

福祉課長 やはりこの補助金がありませんと、全くもちろん報酬はないのですけれども、活動に対して持ち出しになってしまうものですから定額補助ということで使った分を出しております。例えば毎年駅前社会を明るくする運動の街頭啓発などいろいろな活動をしておりまして、それらにかかる経費でありますとか、会議を開くその時の必要経費などでございます。

石井新吾委員 20万円でそれが足りるかどうかわかりませんが、今後も補助をお願いしたいと思います。

委員長 他にありますか。

金子勝寿委員 137ページの中段、地域福祉推進事業の真ん中NPO法人等活動補助金で、ジョイフル活動

支援補助金の下にててくてく活動支援補助金20万円とあるのですが、これはどういった活動になるのですか。

福祉課長 このNPO法人等活動補助金、ジョイフルもてくてくも同じですけども家賃の補助でございます。家賃の2分の1以内、月額2万5,000円限度ということで補助しておりまして、てくてくは途中からだったものですから20万円になっておりますが、家賃補助でございます。

委員長 他にありますか。

石井新吾委員 今のことに関連してですけども、予算ではボランティア活動、NPO法人等の補助金ということで企業支援の補助金等で、総額で150万円を超える額の予算を取ってあったのですけれども、決算ではNPO法人等活動補助金として50万円今回出費しているのですけれども、これはどういうことなのでしょう。わかりましたらお願いします。

福祉課長 これは実際に活動することが確定しないと予算がわからないものですから、一応目出しということを出しているものでございます。

石井新吾委員 ではそういった活動実績が他にはなかったということですか。

福祉課長 実績としてはこの2カ所だけに、実績があったということで家賃補助をしたものでございます。

委員長 他にありますか。

柴田博委員 173ページの生活保護扶助費の中で、説明資料で種類の内訳がでているのですけれども、その中に施設事務費16人というのがあるのですが、これはどういうものですか。

福祉課長 生活保護を受けている方は、自宅では生活できなくていわゆる救護施設に入っている方がおいでになります。その方の分でございます。

柴田博委員 もう一度お願いします。

福祉課長 救護施設等に入っている方もおりまして、その方にかかわる分の事務費、れんげ荘他5施設に入っておりますので、その方の分でございます。

柴田博委員 そうすると、扶助される金額ではなく、事務に関わるお金を扶助費から出しているということですか。

福祉課長 詳細は係長から説明させます。

障害福祉係長 この生活の扶助費の中で、今課長の言われたように生活保護法に基づく救護施設に入られている分につきましては、その部分の生活扶助の部分とそれに関わる事務費につきましては生活保護扶助費から支出するようになっております。

柴田博委員 そうすると例えば上の生活扶助の延べ2,490人の中には、そういう人達は入っていないということですか。

障害福祉係長 生活扶助を出していればこの中には入っておりますけれども、基本的に事務費とは生活扶助は別になっておりますので、この施設に入っている方も生活扶助を受けておりますので、この延べ人数の中にはカウントされております。

柴田博委員 わかりました。あとは違うことですけども、説明の中に灯油購入費助成金というのが何カ所かに出てきたのですが、そのトータルについては説明がありましたが、それぞれについて対象になる世帯数と実際にどれだけ申請があって補助をしたか、一覧表にしたやつを後で良いですので資料として出してほしいので

すが。

福祉課長 では後ほど資料をお渡しいたします。

委員長 お願いします。他にありますか。

古厩圭吾委員 137ページです。ささえあい事業の関係でマップづくり云々というのは、高出からはじまった地域に例えば何かあった場合にひとりで子育てがわからない方がいらっしやるから地図におとすという、そんな事業のことですね、これは。

福祉課長 マップづくりは、今議員さんがおっしゃったように地区が主体になりまして、地域で助け合いをするためにいろんな地域で発想していただいて、例えばこの方が支援を要するとか、この方は支援に興味があるとかそういうことを地図におとしてお互いに連携を取って地域の助け合いの基盤をつくるといいますか、そのような活動でございます。

古厩圭吾委員 そのように理解しておりますが、それで言ってみれば先進事例があって、段々地域へ浸透するような形でおりてきて、対応がはじまっているのですけれども、そういう進行されている御苦労いただいた中で、問題点としていろいろやってみれば変えていくところはたくさんあると思います。一点、家の方でもこの話がでてきた時に地図そのものをどういう形で生かせるのかという問題と、例えばいろいろ把握しているところが、個人情報保護だからというようなことで、一切公にされてこないというような中で、地域でやりなさい的な流れを感じているという雰囲気でした。ある面では自分達の近所の皆さんがどうなのかということは把握していかなければならない価値観はあるのだけれども、ただ困るのは、新興住宅地帯のような所では、全然承知できないような現実があるわけです。そういう人がいらっしやっても、逆に地図に落とす必要もないところでも、隣同士皆わかっているところは、地図など作らなくてもわかっているという現実なのですが、そういう場合に片方は個人情報保護だと言われてしまうと、何もそれより先へ進めなくなるという現実について、これはどうした感覚ですか。これだけやっていると、結果的にはやっていることはある面では、私の所は責任を回避するが、皆さんでやりなさいというような雰囲気に見えてしまいます。それでは前に進みにくいという指摘がありますが、これは先行されて御苦労いただいているところでは、そういう事についてどのような受け止め方をされているか、わかっていたら聞かせて下さい。

福祉事業部長 個人情報保護の関係につきましては、現在は基本的には同意を得て提供しているということで、基本的には市として名簿等は提供しておりませんが、これからの方向としては名簿を提供していきたいと考えております。ただそれにはいろいろネックがありますので、例えば個人情報保護条例というのがありますけれども、この条例は日本全国2種類のパターンがございます、一つは明らかに本人の利益になると認められた場合は提供できるということで、そういう情報を持っている市と市町村とそれから塩尻の場合は緊急かつやむを得ない時という、微妙にこのようになっている場合があります、この緊急やむを得ない場合が果たして日常的に提供できるに当たるかどうかということも今研究中でございます。

例えば長野市等では条例改正をいたしまして、緊急やむを得ないという条例を明らかに本人の利益があるというように変えて、災害時の条適用に対応してきているところもあります。ただ、国は改正する必要はないという見解もありますので、その辺の関係をどのように依頼していったら良いかということも、庁内で研究中でございます、いずれにしる提供していきたいという方向で研究しております。ただ、今の段階でいきなり提供

しますと、障害者とかいろいろなことを助けて欲しいけれども、情報提供してもらっては困るというような考え方の人もあります。なぜかという、本当に自分の情報を提供してもらったら、本当に地域で助けてくれるのかどうかという保障がない状態の中で、提供していてもどうかということも、障害者でも反対されている方は心配されているということで、それも、もっともなことだと思っております。

従って、何とか名簿を提供することについて本人の同意を得て、同意を得た人から提供していったらどうかということで、一気に要援護者情報を名簿という形では提供できないかも知れませんが、市で逐一同意を得るか、あるいは民生委員さんをお願いして一軒一軒回って同意を得るのかということは、これから研究課題ですけれども、そういった方向で、いずれにしろ何らかの情報は提供して災害時に備えたい。災害時に備えるためには、常々日頃から名簿を提供しなければならないということがありますので、日頃からそういったささえあいを進めていきたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

中野長勲委員 今の関連で、今の情報提供について住民基本台帳というものがあるけれど、この住民基本台帳がどの程度の台帳で機能しているのかということを知りたい。というのは、先日会派で小浜市へ視察に行ってきたのだけれども、そこは防災センターが今年の3月に完成して、もちろん防災センターは免震構造で、防災センターの中に全部ホストコンピュータを持ち込んで、持ち込むというかそこに設置してあります。その中で各個人、もちろん各家庭の個人情報をどのように集めたかわかりませんが、もちろん家の間取り等もわかる、それから障害をもっている人がいるかいないか、しかもどこに寝ているか寝ていないか、そういったことまで把握ができていたのだけれども、そういったものは何を元にしてあるのかと聞いたところが、住民基本台帳でやっている。確かに大変だとは言っていましたが、塩尻市の場合は住民基本台帳をどの程度まで把握しているのか、その辺を少し聞きたいと思います。

福祉事業部長 私ども詳細はあれですけれども、個人情報いわゆる住所、氏名、年齢、税情報ですとか、国民年金の加入の有無、国保の関係、そういった情報があって、必要な課が必要のところしか見られないというようになっています。従って、今お話になった間取りや障害者の有無とかそういうことは住民基本台帳には情報としては載っておりません。敦賀市もそうだと思いますけれども、それは住民基本台帳法という全国统一したものがありますから、若干アレンジをされているようではありますが基本的な情報はどこの市町村も同じです。従って今の障害者が居るか居ないか、あるいは高齢者が居るか居ないか、あるいは間取りはどうかということは、私どもが進めているご近所ささえマップづくりでも、そういったものを取り入れてやっていきたいというように、あるいは一部取り入れてやっております。

確かにご近所のことみなわかっているから良いという話も一方ではあるのですが、二階で寝ているのか一階で寝ているのか、あるいは一階のどこの部屋に寝ているのか知っていないと、家がつぶれてしまったという時に、どこから救出して良いかわかりませんので、それは住民基本台帳ではなくて、そのマップづくりをしていく課程の中で把握していくと図っています。以上です。

中野長勲委員 前向きにそういった細かい災害に対するマップづくりの情報は、これから細かく拾っていただきたいと思います。先進の敦賀市を見た時に、市役所と防災センターとが隣接していて、当時市役所にあったコンピュータを全部防災センターに入れて、そこで管理をしていると言われました。確かパソコンで消防署の職員が全部拾って見せてくれましたが、これは素晴らしいというところを視察してきました。またそういう方向

で進められれば、ありがたいと思っています。

他に質問しておきます。135ページの民生費のことで少しお聞きしたいと思います。まず、民生委員が去年から1人増えたのですが、この理由についてはどのような理由で1人増えたのでしょうか、その辺を少し教えていただきたい。

福祉課長 民生委員につきましては、おおよその目安でございまして、約人口1,700人から1,800人くらいで1人という多めの基準がありまして、地区の実情によりまして、ここは少し活動が多岐に渡るというような割合があって選んでおります。これも地区の要望がありまして民生委員さんを増やしたという経過がございます。

中野長勲委員 民生委員さんは説明資料で見ると、一年の半分くらいは活動していて大変だと思いますが、本当に民生委員さん、民生児童委員というのですか今は。民生委員さんは当時、子育てというか子供が生まれるから、保育園上がるから、小学校へ上がるというところまでやってきたけれども、最近民生委員さんの仕事は、障害者はもちろんだけれども高齢者の方に力が入っているような気がするのだけれど、その辺の民生委員さんの仕事の内容というのはどのように解釈したら良いですか。

福祉課長 民生委員さんが児童委員を兼ねているわけでございますけれども、本当に昨今は内容、活動が多岐に渡っておりまして、いわゆる昔の生活困窮者に対するいろいろなフォローから、子供達例えば登下校時の見回りとか、多岐に渡っております。確かに活動日数が大変多くて、これは民生委員さんについては区長会から推薦をしていただくのですけれども、その時にもいろいろな区から言われまして、あまりにも活動内容が多いのでなり手が無いと言われまして、若干見直しをいたしまして、なるべく活動を減らせるところは減らしてあげることにはやってきておりますけれども、やはり何かと言えば民生委員さんの方にいろいろな関わりがあるものですから、なかなか減らせない状態であります。

本当に民生委員さんの活動というのは、ここにもありますように、今障害の関係から、高齢者、児童、生活保護の関係まで本当に多岐に渡っておりまして、どれがどれを減らすというわけにはいかないというところがございますけれども、ボランティアの精神でやっていただいております。

中野長勲委員 それは十分我々も内容はよくわかっているけれども、特にこの間の議会の一般質問の中でも、保育園の入所退所について民生委員がどれくらい関わっているのか、民生児童委員ですから、しかも主任児童委員という方もいるので、その辺のこの間議論にもなった、特に保育園の入所退所、そこらのところの関わりはどうなっているか、その辺を少し聞きたいと思います。

こども教育部長 御質問の関係につきましては、該当の民生委員さんに情報がわかればお聞きするという範囲で、それが限界だということでお聞きしております。わからないことはわからない。

中野長勲委員 今、部長が答えるかとは思いましたが、民生児童委員さんについてお願いしたのだけれども、これからやはり入所退所についても、子育てにも力を入れてもらいたいと、私は大変だと思いますが、以前は保育園の入所についても民生委員さんのところに行ってお願いするなり、内容を聞いたりして保育園に入るという話を聞いたのだけれども、今はどうも全然ということはないだろうけれども関わりがないと聞いていますので、これからは元に戻ったような形になるかと思うけれども、子育ての方にも一つ力を入れてもらえば、ありがたいと思うが、どうでしょう。

福祉事業部長 御指摘ごもっともだと思います。少子高齢化を迎えまして、人数的には確かに高齢者がどんどん高齢を迎えますので、例えば一人暮らしの方や老々介護等、高齢者に関わる問題もありますけれども、一方子どもの環境を、地域で子どもさんを見守り育てていくということがこれからは大事だと言われておりますので、地域で民生委員さんが関わることはこれからますます行われると思います。また、子どもの虐待とか、従来昔はあまりなかったことも、いろいろと民生委員さんの仕事の範疇に入ってきておりますので、そういった視点で民生委員さんの研修や勉強会もしておりますので、今子育て支援にシフトするとは言いませんけれども、高齢者と同様あるいはそれ以上に、子育て子どもさんを支援するということが重要な意味合いになってくるのではないかと認識ではあります。

子ども教育部長 民生児童委員さんが子育てに関わってはどうかと、この辺につきましては子ども教育部として家庭教育室を作りました。今いろいろな問題がある中で、私も1年担当しましたが、原因を突き詰めてみますと、家庭の問題に入ります。これは家族、家庭を地域と共にどのように関わっていくかというのが、要は核家族化としておりまして、その辺の部分をつかむか、その辺で民生委員さんが良いのか、もっと違う形で子育てを地域のみながやるといふ、これはいろいろな施策が文科省、厚労省でいろいろ出しているのですが、役員ばかりが増えていくという部分がありまして、そこに民生委員さんをどう絡ませるかというのは、今福祉事業部長に御発言していただいたので、これから研究していきますが、基本的に役員をたくさん作った方が良いのか、それはみんなが関わるという話もありますが、実質どこをポイントにしたら良いかという議論をしなければ、なかなか実は上がらないのではないかとこの感じがいたしますので、庁内で研究させていただきたいと思います。お願いします。

中野長勲委員 要望ですが、子どものために、保育園に入所できない、退所させられたというようなことが、家庭内に入る、家庭内の中から親同士のちくり合いというような形になって、そのような話も持って行かれるような話も聞いています。そんな悪い方向にいくのではなく、また良い方向へ向けていくように、民生委員さんの力も必要かも知れないし、検討してもらいたいと思います。

委員長 それではここで休憩を取りたいと思います。10分間休憩といたします。

午前 11時00分 休憩

午前 11時10分 再開

委員長 それでは、休憩をといて再開をいたします。先ほどの資料の配付をお願いします。

中野長勲委員 先ほどの私の発言を訂正します。小浜市と言いましたが、敦賀市の間違いです。

委員長 それでは引き続き審議に入りますが、他に御質問ありましたらお願いします。

柴田博委員 先ほど休憩前に関連した民生児童委員さんのことですが、民生児童委員さんは福祉課で担当して通常はいろいろ接しているのだらうと思いますが、先ほどの話で例えば保育園の関係などで、子ども教育部がそういうことをお願いしたりするときは、直に民生委員さんにお話をされているわけですか。その辺のシステムはどうなっているのですか。

福祉事業部長 各地区の地区長さんが集まって、毎月1回民生児童委員協議会の地区会長会議を市役所で開いておりまして、基本的にはそこにそれぞれの担当する部、課が民生委員さんをお願いしてそこで決定していく、

という形のようなのです。

柴田博委員 わかりました。それと147ページのふれあいセンター洗馬の件ですが、決算と関係ないですけども、開設以後の利用状況等がわかったら、わかる範囲でお願いしたいのですけれど。

福祉課長 担当係長より説明させます。

青柳担当係長 ふれあいセンター洗馬でございますが、4月16日の開所以来8月末までで118日開所ということになっております。この間の延べ利用者でございますが、8月末現在で1万3,878人の御利用をいただいております。男女の利用状況につきましては8月末の状況で見ますと、ほぼ50パーセント、50パーセントと同一くらいの利用となっております。1日の利用者でございますが、8月の状況で見ますと1日平均利用者約128人という利用になっておりまして、随分増えているという状況でございます。以上です。

柴田博委員 ふれあいセンター洗馬については、これまでの老人福祉施設とは違って、誰でも利用できるということであるわけですが、その辺で例えば年代別に65歳以上と以下と分けたりはしていないですか。統計としては。

青柳担当係長 年代別で見ますと60代の利用が一番多くて、全体の約24パーセント。それに続きまして70代が23パーセントということで、全体で見た場合60代以上の御利用が全体の55パーセントくらいになっております。

柴田博委員 それと、今頃こんなことを言っただけですが、ふれあいセンター洗馬建設事業というやつが、老人福祉費の中に入っているわけですが、位置付けとしてはここで問題ないわけですか。

福祉課長 一応、老人福祉センターを兼ねるという意味合いがございますので、そこに入れておりました。

柴田博委員 すみませんもう一点。149ページの地域介護福祉空間整備補助金ですが、ふれあい洗馬とふきほこ2件への補助ということで、説明資料を見ると1件2,250万円で、それぞれ同額のようなのですけれども、これはそれぞれ施設の規模が違うし、対象とする人数も違うと思うのですが、その辺は関係なしで1件いくらという補助がでるのでしょうか。その辺の説明をお願いします。

長寿課長 この補助金につきましては、3,000万円以上につきまして2,250万円という上限がありまして、補助制度になっております。ですから例えば7,000万円、8,000万円かかりましても5,000万円でも2,250万円ということで小規模多機能型と高齢者グループホームということで、施設種別が違うのですが、たまたまこの2施設につきましては2,250万円が上限のものでございます。以上です。

委員長 よろしいですか。

柴田博委員 はい。

委員長 他にありますか。

石井新吾委員 147ページ成年後見制度手数料とあるのですが、これは認知症の高齢者、あるいは知的障害者、ここは老人福祉のところですが、そういった方々が使う制度ということであるのですが、塩尻市では所得に応じて支援はしているということですが、こういった成年後見制度の利用状況、市内の状況を把握しておりますでしょうか。

長寿課長 現在の状況を申しますと、ただ今裁判所へ市長名で成年後見制度を申し立てている方が1人手続きをしている状況でございます。その方は既に認知症等で、ご自分で判断ができないという方でございまして、そ

れを裁判所へ手続きをする親族も、手続きをとる中で調べてもないといった場合に、市長名での申し立てをするということで、立憲手続き中で進んでいるという現状状況でございます。そういった利用の中では判断ができないということで、高齢ということで介護保険の契約を、例えば後見人が付いた場合に後見人と施設が契約をしまして、特養ホーム等へ入所するための後見人を現在選任しようということで申し立てている、そんな状況でございます。

石井新吾委員 そういうことで本人が判断できないということですが、一般的に市民が成年後見制度があること自体、認知している方は少ないと思うのですけれども、この方はそういった対象者になるという方がいた場合には、市から積極的にこういった制度がありますということできちんと話を進めていくということですか。

長寿課長 この制度につきましては、現在社会福祉協議会で市が委託している事業等、また社協が福祉事業と一緒にやっている部分もございますが、そうした暮らしの安心サービスといったサービスが提供されておまして、まだ判断はできるけれども自分で管理ができないというくらいの方がおまして、そうした方が徐々に判断が落ちていってしまうと、もう自分でできないという中では、利用者こういった制度があるということを説明しながら、そんな手続きをご家族等に進めている状況もございますし、居宅介護支援事業所でありますとか、地域型在宅介護支援センター等の職員が、それぞれ居宅サービスなどで家庭を回りますので、そんな折りにこういう制度がありますと普及に努めていくといった、少し他人任せの部分がございますがそんなこともございます。

委員長 関連で少しお願いしたいのですが、予算書のほうでは高齢者と障害と両方に予算が盛ってあって、決算のほうは高齢者のほうだけなのですが、それは障害のほうの関係で利用した人が平成19年度はいなかったと考えてよろしいでしょうか。

福祉課長 障害のほうは該当ございません。

委員長 市内で行われる、例えば講座やちょっとしたシンポジウムのようなところにも、障害の関係の親の方ですとか参加されるようなこともあるのですけれども、過去にそういった関係で利用された方は、市で把握している中であったかどうか。高齢者だけだったでしょうか。

福祉事業部長 2年位前でしたが、障害をお持ちの方で1件だけ確かありました。

委員長 知っている人は知っているけれども、なかなか周知ができていない部分もまだまだかと思っておりますので、十分周知していただくようお願いしたいと思います。他にありますか。

副委員長 181ページの老人人口マン大学の件で、活動内容で今1年生、2年生いらっしゃるということですが、この全員がそろって一同が集まって行うような活動は年に何回くらいあるかお聞きしたいのですが。

長寿課長 年に2回でございます。市民公開講座が2回ということで、平成19年度につきましては1学年、2学年合わせて行うというのがございました。

副委員長 その市民公開講座の時の駐車場対策ですが、ほとんど市役所、庁舎の駐車場を利用されます。その講座の開催されている時間帯に集中して庁舎に用がある市民の方、または議員が委員会などの会議で来た時に、駐車場が利用できなくてとても困っている状況ですが、それについてどのような対策をとっていらっしゃるでしょうか。

長寿課長 両方平日だったということのなかでは、そういった駐車場の関係があったかと思っておりますけれども、そんな御指摘がございますなかでは、今後曜日等につきまして検討をしていきたいと思っております。

副委員長 駐車場の整備の方もいらっしゃるのですが、市民はどうして今日はこんなに混んでいるのかということがまず知りたいので、今日はこういう講座があって何時から何時まで混みますというような情報が、駐車場整備の方も知っていればお話ができるのですが、その辺の対応、連携もぜひお願いをしたいと思います。

長寿課長 これまで特に市民公開講座の時の駐車場をここに、といったことが対応が徹底されていなかった面もございますので、開催曜日ということも併せまして、そうした平日の開催が適している形であるような場合は、駐車場対応につきまして駐車場をこちらの方へといった誘導するような形でも検討させていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

委員長 他にありますか。

金子勝寿委員 173ページの生活保護扶助費で、内訳が6扶助あるのですが、この人数ベースと金額ベースの過去5年くらいの数字を一覧表でいただければ、多分持っていると思うのでぜひ。

福祉課長 では後ほど資料をお持ちします。

委員長 お願いします。他にありますか。では、私から質問をお願いします。

139ページですが、障害者福祉事業のなかで、共同作業所の運営補助金がありますが、この1カ所というこの内容と、予算書は違うくくりなのかよくわかりませんが、共同作業所として予算は予算であるのですが、その全体の予算を組んだ内容と決算の方の共同作業所に関するお金の動き、共同作業所も何カ所かあるわけですが、その辺について説明をお願いします。

福祉課長 139ページの共同作業所運営補助金というのは、NPO法人にフルサポート塩尻というのがありまして、そこは作業所を運営していますので、そこへ出しているものでして、用途は作業所とっておりますけれども、いわゆる旧作業所、現在は地域活動支援センターというのがありまして、区分けがなかなか面倒なのですが、そういう関連で若干予算が変わっているかと思えます。

ちなみに申し上げますと、その作業所運営補助金の下、一つ下のぼつ地域活動支援センター事業運営補助金、1箇所分ですが、これはNPO法人マシュマロの方でございます。市の共同作業所については、委託料ということで計上してございます。

委員長 障害をお持ちの皆さんが作業して、作業所で賃金を得ていくのはまだ低賃金というのはおかしいですが、なかなかある程度一定の金額になっていくというのは現状として難しいというか、そういったことがずっと委員会のなかでも出てきまして、本人の体調や心身共に調子が悪いので安定して出られないという部分もあるかも知れないのですが、各作業所の平成19年度、実績的に前の年との比較で良い状態になってきているのかどうか、その辺比較してどうでしょうか。

福祉課長 詳しくは係長から説明させます。

障害福祉係長 現在市が委託をしている檜川、宗賀の共同作業所、自立支援法が始まった地域活動支援センターということで行っているわけですが、年間の平均は、月の工賃についてはだいたい、檜川、宗賀共に1万円前後というようなことで、前年より若干良い部分と悪い部分とありますけれども、今県でも工賃倍増計画ということで、それぞれの圏域のなかに工賃アップ推進委員を設置いたしまして、様々な形で主製品の販売機会を確保するとか、また受託を受ける仕事を紹介するという形でも取り組みをしております。また今年度市におきま

しても、市内の授産施設、共同作業所の福祉施設のネットワーク会議を立ち上げまして、その中でも様々な情報交換をしたり、共同販売をしたりというような形で工賃のアップについて今取り組みをしているところでございます。以上です。

委員長 少し耳にしたのですけれど、それはどの年度なのかかわからないのですが、ビレッジならかわが、作業所に関わって少し良い傾向にあるようなことを耳にしたのですが、その辺はどうですか。

障害福祉係長 今まで平成19年度まで、檜川の作業所につきましては市の社会福祉協議会に委託をして運営をしていただいておりますけれども、社協の事務所がこちらへ移転をするなかで地元のビレッジならかわにお願いをして、この平成20年度から運営を委託しているところであります。そのなかで様々な人が関わっていただくなかで、新しい商品の開発や企画という部分で、特に前半ははし袋が結構売れたということで伺っていますけれども、今度は新しいキャラクター商品を今開発しているということで伺っております。

委員長 例えば檜川のほうは、ビレッジならかわが関わっていただいたということですが、社協さんは社協さんで頑張っていたと思うのですが、何かまた違った切り口で工夫できるようなアイデアがあるような場合は、どこの共同作業所にもそういうノウハウを持っていくと良いと思うのですけれども、そういうお考えはどうですか。

福祉課長 今係長が申し上げましたとおり、本年度から福祉就労施設ネットワーク会議を開いております、そのなかでお互い情報交換をいたしまして、賃金の倍増ではございませんが、より一層賃金を良くしていこうということで研究をしております。

ついでに、実はこの間エプソンの塩尻事業所の夏祭りがございまして、その時に各作業所、現地域活動支援センター等ですが、たまたまビレッジならかわ、檜川作業所だけが他の都合があって来られませんでした。あとの作業所が一同に会しまして共同して一つの売店を出しました。大変効果がありまして、これからはそれぞればらばらではなくて、みんなが情報交換するなかで力を合わせてやっっていこうということで意志が確認されております。

委員長 障害者自立支援法ということで、またいろいろ大変な面もあると聞いておりますので、いろいろな工夫をぜひしていただきたいと思っております。他に質問ありますか。

柴田博委員 先ほど出していただいた資料ですけれども、灯油の購入費助成金の関係ですが、これを見ると生活保護世帯だけが申請率100パーセントになっているのですが、これは他の条件の方と同じやり方でこういう結果になったということで良いのでしょうか。

福祉課長 生保につきましては福祉課でももちろん把握しておりますので、最初は同じように出しましたが、ケースワーカーが訪問するなかで、出していないところには出すように催促はいたしました。他のところは急なことだったものですから、1月の広報に折り込みいたしまして、1月15日号、その後2月1日の広報でもお知らせいたしまして、その後情報公開の審査会にかけまして、出てこないものには再度通知差し上げまして、それでも出てこないところについては時間的に余裕がなかったものですから、そこまでで終わりいたしました。

柴田博委員 確認すると、生活保護世帯だけは全世帯を訪問して話をきちんとしたということですね。

福祉課長 訪問といいますが、生活保護世帯はケースによって訪問の回数がおよそ決まっております、今回は極力訪問できる所は訪問いたしました。通知文で出てくるところは、それはそれで良いのですけれども、出て

こないところは電話なり訪問なりで催促させてもらいました。

柴田博委員 わかりました。一番下の母子父子家庭等の世帯のところの備考欄に入っている691世帯というのは何のことでしょうか。

福祉課長 これは登録してある母子父子世帯です。実は母子家庭となりまして、登録することは嫌だという方もおりまして、実際にはもっと母子世帯は多いと思うのですが、一応市のほうへ登録して良いという方、つまり民生委員さんに連絡しても良いという世帯でございますが、それが691世帯でございます。

柴田博委員 その中で助成に該当するだろうというのが300世帯くらいだったと考えたということで良いわけですね。

福祉課長 一応所得要件に合わないところもありますので、多分該当するであろうと思われるところが300世帯ということでございます。

委員長 よろしいですか。他にありますか。

副委員長 147ページの老人福祉費についてお伺いをしたいのですが、上にある緊急通報体制整備事業補助金の3つ種類が載っているのですが、これの詳しい活動内容と実際に例えば福祉電話ですとどのような問い合わせがあったとか、そういう実情についてお聞かせ下さい。

長寿課長 課長補佐からお答えいたします。

高齢支援係長 緊急通報体制整備事業補助金の関係ですけれども、ここにあります安全センターというのが旧榑川村地域で、旧榑川村の当時にやっていた緊急通報体制の関係の予算になります。

安心ネットワークにつきましては、こちらの塩尻地域でやっておりました美勢タクシーさんの関係になります。その他市で備品として緊急通報の装置を買いまして、貸与してつないでいただいている松本広域消防につないでいるものがその他にあります。それについては補助金という形で月々の利用料はかかっていないので、ここには載ってきておりません。

その下の福祉電話につきましては、電話がないということで市の電話回線を貸与しているというような形で利用期間分負担がでてくるといった内容のもので、この8件と入っているのはそれぞれ利用していただいている件数でございます。市へ福祉電話として相談が入ってくるのではなく、電話として使っていただいているといった内容でございます。以上です。

副委員長 とらえ方として、老人一人世帯ですとか高齢者世帯のいざという時の緊急の連絡、身内のない方などのいざという時の緊急の連絡で使っているととらえてよろしいですか。

高齢支援係長 緊急通報装置ですので、急に胸が苦しくなったというときにボタンを押せば、指定されている松本広域消防であれば松本広域消防へつながりますし、美勢タクシーさんであつたら美勢タクシーさんへつながりますし、救急車を呼びますかどうしますかということで、救急車が必要ななら救急車を手配するか、松本広域消防にやっていただいているものについては、救急車でしたらそのまま救急車の話になるのですけれども、そうでない場合には近所で3件くらいそこの家へ飛んでいって様子を見てもらうということ、事前をお願いをしておいて、その方に行っていただくというような連絡の形をとっている、そういった内容のもので、

副委員長 先ほどのお話の中で、ご近所で直接見に向っていくという方は、やはり民生委員さんではなく個人的にお願いをしてということでしょうか。

高齢支援係長 民生委員さんに皆お願いすると、民生委員はたまったものでございませんので、ご近所ですぐに行けるくらいの所で、そういう問題がありますので、松本広域消防につないでいる方については、割合ご近所とのお付き合いがある方が多いです。ご近所とのお付き合いがあまりない方については、近所の方は煩わしいと思われる方については、民間の緊急通報装置の契約されている美勢タクシーに出しているそういうケースです。

副委員長 わかりました。

委員長 他にありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 なければ議案第1号につきましては、福祉事業部に関係する部分の審査を終了といたします。なお討論および採決は全ての審査が終了した後に一括しておこないます。

議案第7号 平成19年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 次に進みます。議案第7号、平成19年度塩尻市介護保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 それでは決算書の419ページをお願いいたします。議案第7号、平成19年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明を申し上げます。

平成19年度は、介護保険制度施行から8年を経ました。3カ年を計画期間といたします第3期介護保険事業計画での中間年度でもございました。歳入歳出決算額でございますが、歳入合計は38億8,371万8,547円、対前年度2億600万円余の増、5.6パーセントの増でございます。歳出合計は、38億3,965万6,526円。対前年度1億9,400万円余の増、5.3パーセントの増でございます。差引残額は4,406万2,021円でございます。実質収支額増額でございます。その額を翌年度へ繰り越すものでございます。なお決算説明資料につきましては85ページから90ページでございます。

資料は87ページを御覧いただきたいと思っております。まずこのページで、介護認定者数等の概要につきまして御説明申し上げます。数値につきましては各年度末のものでございます。

1の(1)の認定結果等の状況でございますが、第1号被保険者数これは65歳以上でございますが、1万5,021人で対前年度308人、2.1パーセントの増。認定者数につきましては要支援、要介護の認定でございますが、2,578人で対前年度57人、2.1パーセントの増でございます。

(2)の認定者のサービス事業等の内訳につきましては、サービス受給者数が右から3つ目の合計欄にございますが、2,256人で対前年度112人の増、5.2パーセントの増でございます。この2,256人の要支援、要介護者につきましては、2,578人に占めるサービス利用の受給率は87.5パーセントになりますが、対前年度からは2.5ポイントの増でございます。

(3)の認定者の介護度別内訳でございますが、要支援1から要介護1までの人の割合を足しますと37.9パーセントになりますが、前年度とほぼ同じでございます。要介護2、要介護3、軽度、中等度の方でございますが、この割合を2つ足しますと34.7パーセントで前年度からは微増になっております。要介護4、要介護5の重度者、最重度者の割合でございますが、この2つを足しますと27.4パーセントになりまして前年度から微減といった状態でございます。

2の給付実績でございますが、右側から2つ目の合計欄でございますが、35億9,500万円余でございます。対前年度1億8,800万円増でございます。5.5パーセントの増でございます。

3の第1号被保険者一人あたりの給付費でございますが、真ん中の下から2行目でございますが、平成19年度分につきましては年額で23万9,346円でございます。対前年度では7,805円の増となっております。3.4パーセントの増でございます。

次に決算書の436ページ、437ページをお開きいただきたいと思います。歳出から申し上げます。歳出1款総務費でございますが、1項総務管理費につきましてはこの事業にかかる事務費でございます。備考欄の介護保険事務諸経費の下から4つ目の黒ぼつにシステム修正委託料がございます。739万2,000円でございますが、このうちの医療制度改革に伴うシステム修正委託料につきましては、健康保険の保険料徴収の関係でのシステムの改修ございまして、後期高齢者医療が平成20年度からはじまっていったこと、国保につきまして合算して年金からの特別徴収をするといったことでのシステム修正を平成19年度におこなったものでございます。

その下の介護保険制度改革に伴うシステム修正委託料につきましては214万2,000円の主なものにつきましては、介護保険料が平成19年度で激変緩和、税制改正での激変緩和が平成19年度で終わる予定でございましたが、これが平成20年度につきましても市町村保険者の考え方で継続できるということが示されまして、それを継続するためのシステムの改修をおこなったものでございます。

下の2項介護認定審査会費につきましては、介護認定にかかる経費でございまして、認定調査員、備考欄の認定調査員報酬7人分でございますが、入れ替わりがございまして実質は5人分と、439ページの上に臨時職員賃金とございますが、一人分でございまして、6人での改正でございます。

438ページ、439ページの中段でございますが、中段より1つ下に2項認定審査会委託負担金がございますが、松本広域連合負担金につきましては、認定審査会にかかる費用の負担でございまして、1,102万7,000円の内訳につきましては、市町村の均等割といったもので134万円でございます。実績、実際に認定した中で968万7,000円であります。

下から2行目のところ2款保険給付費がございます。この保険給付費につきましては、445ページまででございます。それぞれの給付費の合計額につきましては439ページの下から2行目でございます。36億4,100万円余となりまして、これは対前年度では1億8,800万円余の増でございまして5.5パーセントの増でございました。

440ページ、441ページをお願いいたします。一番上の1目居宅介護サービス給付費でございますが、これは訪問、通所、短期入所、福祉用具貸与といったサービスの給付費でございまして、支出額は14億2,600万円余で対前年度では6,000万円余4.4パーセントの増でございます。

次の2目施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設のいわゆる介護保険3施設の入所にかかるサービス給付費でございます。決算月での入所者数につきましては、3施設合わせまして503人でございまして、支出金額では14億7,700万円余で対前年度5,600万円余3.9パーセントの増でございました。

下から3つ目でございますが、6目地域密着型サービス給付費につきましては、小規模多機能型居宅介護、認知症グループホームといった給付費でございまして、支出金額につきましては2億9,400万円余で対前年度

3,500万円余13.6パーセントの増でございました。国の施策の方向がより小地域での福祉の推進という中で比較的大きな動きとなっております。

次の2項介護予防サービス等諸費でございますが、これは要支援1および要支援2の認定者の介護予防サービスの給付費でございます。支出金額9,600万円余で、対前年度5,800万円余の増でございまして、253.1パーセントの増と大きな増となっておりますが、この大きな増につきましては、介護保険制度の大きな見直しがございまして、平成18年度からは介護予防重視型システムへの転換が図られたものでございますが、介護認定におきましても、要介護1から要支援1および2への移行が行われました。平成18年度、19年度各年度末の要支援1、2の認定者数につきましても、321人から526人と205人という大きな増になっておりますが、平成18年度からはじまり2年目となりまして介護予防サービスの事業が定着してきたといった状況でございます。

次に442ページ、443ページをお願いいたします。中段より少し下のところに、3項高額介護サービス等費がございます。これにつきましては、利用者負担の上限額を超える場合がございます。その超えた部分につきましまして給付をするものでございます。

444ページ、445ページをお願いいたします。2つ目に5項特定入所者介護サービス等費がございますが、これは施設への入所、または短期入所での食費と居住費につきましまして、低所得者負担の軽減を図るというものでございます。その給付費でございまして、1億1,000万円余の給付費でございます。

中段に3款地域支援事業費がございますが、この地域支援事業費につきましては平成18年度に創設をされた事業でございます。平成19年度の法定での上限率が、平成18年度、19年度、20年度と法定での上限率が変わってきておりまして、平成18年度は2.0パーセントでございましたが、平成19年度は2.3パーセントでございます。この上限率に対しまして、実績では2.04パーセントという実績でございました。支出金額は7,400万円余でございまして、対前年度は2,200万円余。43.7パーセントの増でございます。この内容につきましまして2つ下の1目で、介護予防特定高齢者施策事業費がございますが、備考欄の白丸の介護予防特定高齢者施策事業でございますが、この4つ目の黒ぼつの介護予防事業委託料がございます。これは運動器、口腔機能、栄養改善でありますとか、閉じこもり予防等の事業をおこなったものでございますが、参加人数につきましましては152人の実人数でございまして、実施回数177回実施をいたしまして、参加延べ人数につきましましては1,613人でございました。

次の2目の介護予防一般高齢者施策事業費でございますが、これは対象者65歳以上の方全高齢者でございます。備考欄の白丸のところの介護予防一般高齢者施策がございまして、これは447ページにかけてございます。

447ページの備考欄4つ目の黒ぼつに、いきいき貯筋倶楽部事業委託料がございますが、この事業での参加延べ人数は1,652人でございました。

次の高齢者元気づくり広場事業委託料でございますが、この事業での参加延べ人数1万2,309人でございました。

地域包括支援センター 所長 続きまして2項の包括的支援事業・任意事業につきましましてお願いいたします。こちらは平成18年度に法が改正された時に、地域包括支援センターが設置されております。地域包括支援センターの運営費でございます。地域包括支援センターは高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、総

合的に介護や福祉、健康に関する相談を受けながら対応、支援をしていく事業でございます。包括的支援事業4、982万円余でございます、こちらは地域包括支援センターの運営費でございますが、一番最初の黒ぽつでございますが、地域包括支援センターの運営協議会がございまして、こちらの運営協議会にかけながら運営をしていくものでございます。こちらは3回開催いたしまして57人の出席をしていただいております。

一番下から2番目、備品購入費がございまして、こちらは介護予防ケアマネジメントを行っておりますので、計画を作るためのパソコン2台分の86万1,000円余でございます。

長寿課長 448ページ、449ページでございますが、中段より少し上の2目の任意事業費がございまして、備考欄1つ目の白丸に介護相談員派遣事業がございまして、相談員につきましては6人体制でございまして、この事業につきましては介護保険事業所へ、この相談員の派遣を行いまして、利用者の皆様から様々な意見等をお伺いをいたしまして、介護保険事業所におきます介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする事業でございます。

次の白丸の介護給付費等適正化事業でございますが、これは介護給付費の通知を年4回、延べでは8,503件になりますが、郵送により行ったものでございまして、これは介護保険を利用した皆様に通知を送るものでございますが、3カ月毎にどんなサービスとどのくらい利用したものかということ等をお知らせいたしまして、利用者サービスに間違いがないかどうか、過剰なサービスがなかったかどうかということで、利用者や御家族の方に確認していただいているものでございます。

一番下に4款の財政安定化基金拠出金でございますが、450ページをお願いいたします。備考欄の一番の白丸に財政安定化基金拠出金がございまして、この拠出金につきましては法令に基づきまして、長野県が算定をした長野県介護保険財政安定化基金へ拠出をするものでございまして、第3期計画でのこの拠出金は、長野県が算定をいたしまして、給付見込額の0.1パーセントということで算定された拠出金でございます。

次の5款の公債費でございますが、備考欄白丸の財政安定化基金償還金がございまして、この500万円の償還金につきましては平成17年度にただ今申し上げました上記の基金から1,500万円を平成17年度で借入れいたしてございます。これを3期の3カ年、各500万円ずつということで償還をするものでございます。

地域包括支援センター所長 452ページ、453ページをお願いいたします。居宅サービス事業費でございます。白丸の居宅介護サービス事業事務費ということで、660万円余でございますが、こちらの事業は要支援1、2の方のケアプランの作成が主なものでございます。

黒ぽつの真ん中のあたりでございますが、指定介護予防プラン作成委託料492万8,000円余でございますが、このケアプランを作成するのは、基本的には地域包括支援センターの職員がとなっておりますが、地域包括支援センターができる前から事業所にケアプランを立てていただいている方達もいらっしゃいます。それから余裕のあるところに一部委託をしているものでございます。18事業者に492万8,500円という委託料を出資したものでございます。以上でございます。

長寿課長 8款基金積立金でございます。基金積立利子24万7,832円でございますが、この積立につきましては、介護保険支払い準備基金の運用利子でございまして、24万7,832円を積み立てたものでございます。この積立によりまして、平成19年度末の残高につきましては7,900万円余となっておりますが、運用の内容につきましては、この決算書566ページにございましてお願いいたします。以上歳出でございます。

すが、歳入につきまして424ページ、425ページをお願いいたします。

ただ今の歳出に対する歳入でございますが、第1款の保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者保険料でございます。右のページの425ページの調停額欄の4行目に現年度分調停額がございますが、7億4,100万円余でございます。対前年度では3,400万円余4.3パーセントの増でございます。収納率につきましては99.6パーセントでございます。滞納繰越金の調停額は1,600万円余でございます。

なお税制改正に伴いまして、激変緩和の措置によりまして保険料が減少しておりますが、この激変緩和の対象になった被保険者につきましては、2,153人ございまして、減少額は1,225万8,000円でございます。

中段より少し下に第3款国庫支出金がございますが、8億7,500万円余でございます。1枚めくっていただきまして427ページの備考欄の一番上の黒ぼつに調整交付金がございます。この調整交付金につきましては、国の負担が25パーセントとなっておりますが、25パーセントのうち、先ほどのページにその他20パーセントということで、下から5行目くらいのところがございますが、この2.6パーセントにつきましては定率で交付をされるものでございますが、残りの5パーセントにつきましては、市町村によりまして所得格差でありますとか、後期高齢者の人数でありますとか、市町村の努力では対応できないといった第1号被保険者の保険料を是正するといった交付金でございます。これは3パーセントくらいから11パーセントといった範囲がそれぞれございます。長野県下におきましては、やはり一番過疎地である村につきましては、これが11パーセントというところもございますが、本市につきましては基準値に近い5.32パーセントということで、全国平均的な水準となっている調整交付金でございます。

下の段の4款に支払基金交付金11億4,900万円余がございますが、これは40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でございます。

続きまして428ページ、429ページを御覧いただきたいと思いますが、上段の少し下に第5款県支出金がございます。5億5,000万円余でございます。

一番下に第6款繰入金がございます。先ほど一般会計でも申し上げました一般会計の決算にもございましたが、市からの繰入金でございます。5億2,800万円余でございます。

以上5つの大きな金額の款がございましたが、この5つの款での歳入で38億4,000万円余となります。歳入全体では98.5パーセントとなりまして、対前年度1億6,900万円余の増となっております。率では4.6パーセントの増となっております。この主な歳出の財源が、この収入に対しまして主な歳出は、先ほど申し上げました保険給付費と地域支援事業で37億1,500万円となりますので、ただ今の歳入の大部分を充当しているものでございます。各歳入のそれぞれ備考欄の負担金ですとか、交付金、繰入金の交付割合がございましたが、この交付割合につきまして決算説明資料の85ページを御覧いただきたいと思いますが、下の表に大きな5つの款でのそれぞれ財源を充当しております財源の負担割合が、どのような内容になっているかというものを合計したものでございますが、保険給付費と下の2つは地域支援事業費の介護予防と包括的事業でございます。区分の内容につきましては第1号被保険者と第2号被保険者が上記2つにつきましては、19パーセントと31パーセントの負担ということで、被保険者がまず5割を負担するようになっております。この19パーセントと31パーセントという区分のパーセントは、第1号被保険者と第2号被保険者、65歳以上と40歳以上

64歳までの人数の区分。第3号がはじまる時の人数の区分がこうした区分になっているものでございます。国、県、市で残りの50パーセントをみるわけでございますが、それぞれの率がございまして、国、県が上記2つにつきましては37.5パーセント、市が12.5パーセントといったものでございまして、一番下の包括的な支援事業と任意事業は第1号が19パーセントで残りの81パーセントが国、県、市になりますが、それぞれの負担割合での増減充当がされているものでございますのでお願いいたします。

歳出中の第1款に総務費が先ほどございましたが、6,500万円余のものでございましたが、これは負担割合に基づくものではございませんので、ほとんどが市からの繰入金による充当になるものでございますが、その総務費の主な財源を充当した内容につきましては、431ページでの先ほどのその他一般会計繰入金6,031万円とございますが、これがほとんどのものでございまして、その他では427ページの国庫補助金中に、戻ったりして申し訳ございませんが、下段の下から5、6行目にシステム開発事業補助金184万9,000円の総務費に充当されているものでございまして、またページが飛びますが433ページを見ていただきますと、繰越金の備考欄に繰越明許費繰越金がございまして244万9,000円がございまして、この3つが主な総務費への充当のものになっております。

434ページ、435ページを御覧いただきたいと思いますが、中段より少し上の9款のサービス収入が1,087万円余でございますが、これは先ほど地域包括支援センターの説明がありましたが、第7款の介護サービス事業費が660万円余とございましたが、これは地域包括支援センターが介護予防支援事業を行っておりまして、事業者事業につきましてここで660万円に対しまして1,000万円余を地域包括支援センターへ支払いしているものでございます。以上が介護保険事業特別会計決算での概要でございます。

委員長 それでは説明を受けたところで、午後1時15分まで休憩といたします。午後は質疑を行いますのでお願いいたします。

午前 12時08分 休憩

午後 1時15分 再開

委員長 それでは、休憩をといて再開をいたします。午前中に説明を受けましたが、委員より質問ありましたらお願いします。先ほど請求した資料がきましたので配付をします。

柴田博委員 決算書の425ページの保険料のところですが、先ほどの説明で激変緩和による額として1,225万8,000円が減っていると説明があったのですが、この分については国等から補填されるわけでしょうか。

長寿課長 この額につきましては、補填される分ではなく、19パーセントという先ほど第1号被保険者の分であってあるのですが、財政調整交付金につきましても3パーセントから11パーセントの間ですが、その中で保険料が減った分は、この分を特に補填するというわけではないのですが、減った分の中で19パーセントに達しない場合は、そちらで補填されるという形がありますので、補填されないとも言えないのですが、そうした仕組みでなっております。

柴田博委員 そうするとこの額に対してどれくらい補填されたかはわからないということですか。

長寿課長 保険料の占める割合が、19パーセントに達してなかったということで、5.32パーセントとい

う部分の調整交付金がきているものですから、水準より3.2パーセント多くきていますので、その中に入っているとえば入っているという状況でございます。

柴田博委員 これは例えば平成19年度までだったやつが平成20年度まで伸ばしたというのは、塩尻市が伸ばしたということですね。そのことによって減る分についても同じ扱いのわけですか。

長寿課長 その分につきましては、平成20年度分は全くそういう措置がされなくて、保険者でゆとりがあればということですから、県内ではやらない市町村がありました。

柴田博委員 もう一点、説明資料の90ページの居宅介護サービス事業のところ、要支援1、2の人の介護予防サービス計画を作った数を書いてあるわけですが、利用者数でいくと地域包括支援センターで直にやった分と委託している分が、55パーセントと45パーセントでほぼ近い数字になっているのですが、地域包括支援センターとしては、はじめの設置の時の説明では3万人くらいに1カ所くらいの割合という話があったと思うのですが、そういう関係でいくと、この実際に作っている数の半分しか支援センターではやっていないということについてはどういう考えで、これで良いのかどうか、今後包括支援センターがもっと充実していくのかどうか、その辺についてはどうなのでしょう。

地域包括支援センター所長 3圏域のことは横に置いておきまして、こちらは要支援者のプランの作成数なのですが、要支援者数の大体3分の1くらいが一部委託、3分の1くらいが包括です。現在は3分の1より少し増えております。あと3分の1弱がまだ未契約者です。要支援になっておられる方も、未契約の方がいらっしゃいます。その中で3分の2以上おります契約者の中で、このプラン数が出てきております。地域包括支援センターの作成した分が55パーセントということで219人で、1,326件。事業所に一部委託をしたものが179人の1,179件。未作成が128人分ということです。一部委託の割合が3分の1以内になっております。と言いますのは、委託できる分が、事業者の方は国でプランを作る件数が決められております。介護度の付いた方が35人まで、全体で39件未満ということになっております。要支援の方は2件で一人と数えますので、要支援は8件までしか一部委託ができないのです。ケアマネさんがお一人の分ですけれども。そういうことで、事業所へ委託する分が、皆さんめいっぱいプラン数を持っていますので、委託する件数がそんなに伸びていかないということです。それで、契約をした半分以上は地域包括支援センターがプランを作成したということになります。

柴田博委員 そうすると保険者としては要支援の方のサービス計画を作るにあたっては、できれば委託していきたい、直にやるよりは委託していった方が良いという方向ですか。

地域包括支援センター所長 今、申し上げましたようにケアマネさんは一人あたり8件までしか要支援の方のプランを持つことができませんので、それ以上件数を増やしますと、介護報酬が割引といたしますか、安くなってしまうという構造になっておりますので、それ以上はケアマネージャーさんが増えていかない限りは増えていくことはないと思います。

柴田博委員 この18事業者と書いてあるのは、作成できる業者が18事業者しかないということですか。他にもっと委託するところはあるのではないかという気もするわけですが。

地域包括支援センター所長 それはいくつもある事業者の方で委託を受けてくれたのが、18事業者ですので、他の事業者さんも受けていただければ、増えていく可能性はあります。

柴田博委員 よくわからないのですが、この部分の介護予防サービス計画を作るための費用と、決算書でいう

と保険給付費の中の443ページの介護予防サービス計画給付費と同じような名前のものがあるのですが、これはどう違うのでしょうか。

地域包括支援センター所長 収入のほうは全体のプランを立てた件数が国保連から収入として入ってまいります。そして私どもから事業者へ支払うということで、結局ここに差がありますのは、市の地域包括支援センターの職員がプランを立てた分となります。

柴田博委員 すみません、わかりませんでしたのでもう少し詳しく、細かくお願いします。

地域包括支援センター所長 要支援の中から全体で398人が契約をしてあるわけですが、そのうちの委託業者にプランを立てていただくのが179人の1,179件です。こちらは事業者に委託1件あたり4,000円です。それとはじめての時に2,500円の加算がありますので、そういう支払い方法で、支出の方、事業者へ委託料として支払っております。歳入の方は全体の件数です。

柴田博委員 歳出、443ページの。

長寿課長 これにつきましては今所長からもありましたけれども、453ページの居宅介護サービス支出が660万5,000円ですが、これにつきましては保険者として、これは包括支援センター直営でやっているのですが、この介護予防計画を立てる分は事業者事業になるものですから、保険者が地域包括支援センターにこの660万円に対して払った分が、この1,059万5,000円になりまして、この差額の400万円余というものは、先ほど翌年度に繰り越したというものが4,400万円、歳入歳出差引残額に載っていたのですが、400万円余がこの中に含まれているという形で、繰り越されていくというものではありません。

いろいろ介護保険制度がはじまって、ここで8年を経た中なのですが、各市町村の状況を調べますと直営でやっている場合に、こうしたところをどういう改訂処理をしているかを平成19年度中にも検討しまして、平成21年度からはこの660万円ではなく、これに人件費等が入っていないのです。当然プランは立てているわけですから、人件費がここに入らなければいけない分ということになります。介護保険事業特別会計の中の人件費区分も見直しながら、これが同額になるような形、例えば支出が1,000万円であったから支払いも1,000万円くらいという形で、会計の見直しをしようという形で考えている部分がございます。少し矛盾しているという形で、私どもも平成19年度決算の中で受け取っている分もございまして、市町村によってこのようなやり方をやっているところと、違うところとまちまちなのですが、県にも相談をしながらそのような形を考えておりますのでお願いいたします。

柴田博委 そうすると説明資料の90ページにある660万円余というのは、一部委託の18業者に委託した分だけにかかったものということですね。そういうことではないですか。

長寿課長 そうではございませんでして、この中には委託料で払った分は490万円あるのですが、それ以外は事務費的なものがあるのですが、ここで本来ですと人件費もかかっているのですが、先ほど申し上げましたように支出を入れていないものですから、かかっていないように見えるのですが、それを歳入歳出の中で平成21年度からは見直して利用していきたいという状況でございましてお願いいたします。

柴田博委 人件費というのは、包括支援センターの職員の人件費ということですか。

長寿課長 そうでございます。

柴田博委 わかりました。

委員長 他にありますか。私から少しお聞きしたいのですけれど、447ページの包括的支援事業の中で包括支援センター運営協議会が3回開かれているということですが、3回の内容と、どういった方が委員になっているのかその辺を教えてください。

地域包括支援センター所長 3回開催されておりますが、会議の内容は包括支援センターの運営協議会ではどういふことを審議なさいますという決まりがありますので、その中で予算の関係、事業の関係、それと今後地域包括支援センターを、先ほどのお話しの中にありました3圏域に分かれております圏域の設定、それと人口2万から3万に1カ所の地域包括支援センターが基本的にはあっても良いと言われておりますので、地域包括支援センターをもう一つ増やす、それには委託をするかどうかというような内容の会議を開いております。

こちらの委員さんですけれども、地域福祉推進協議会の委員さんが兼ねておまして25人でございます。それでは名簿を。

福祉課長 メンバーは、子育て、老人、高齢者の関係でありますとか、障害者の関係の団体の方、商工会議所の関係でありますとか、その他有識者ということで構成されております。

委員長 構成メンバーが通常考えると、高齢者の関係の事に詳しい人だけかなという感じが少ししたのですが、子育てのほうからやいろいろ地域福祉の関係で、包括のほうもある程度幅広い部分もあるけれどほとんど高齢者関係が主かなという気がするのですが、いろいろな分野の人達を呼んでいたほうが会議がスムーズに進行すると考えてのことですか。

長寿課長 全市的に考える中で、高齢者関係だけでなく、地域福祉推進協議会と同一メンバーにしてあるのは、様々な意見を吸い上げようということで、目的にしております。これは市町村によりましてメンバー構成が地域福祉推進協議会とは別にしているところもありますし、たまたま本市では最初の発足時にそうした同じメンバーで進めたという経過がありますが、委員長のおっしゃるような様々の意見を吸い上げる会議としては、適当な人選ではないかと思っております。

委員長 包括支援センターの場合、虐待関係といったこともやるようなことになっているわけですが、会合の中でそういった具体的なことについても話題になることもあるのでしょうか。この会議ではないのか、あるのか。

地域包括支援センター所長 この3回の会議の中では、虐待についての話は出ておりません。

長寿課長 虐待関係のネットワークを作っております、昨年度のネットワークの会議を開く中で会議をしておりますが、本年度もこれから下半期の中で会議を1回持とうということで、虐待関係につきましては話をしております。

委員長 あと一点お願いします。同じページで上の項目の一番下の点のところ、高齢者元気づくり広場事業委託料ですけれど、この委託先は社協でよろしいのでしょうか。

長寿課長 はい、そうです。

委員長 元気づくりでいろいろな事業をやっていますが、この元気づくりは全部この介護保険の中の事業の中で全部網羅されているわけですか。社協とか。

長寿課長 元気づくり広場事業は、各区ごとに社協で実施をしております。社協が中心になってコーディネートしながら、ボランティアの関係の皆さんでありますとか、民生委員さんが介入して、区の高齢者65歳以上の方全員対象ということでやっておりますけれども、この参加をこの金額で、説明の中でも延べ1万2、309

人が御参加いただいたということで申し上げましたけれども、そうした状況で進めております。

委員長 はい、わかりました。

副委員長 関連で、上のいきいき貯筋倶楽部事業も先ほど何人参加したかありましたが、これは塩尻市内の65歳以上全員が対象ということでお聞きしましたけれども、参加者が全員の対象に対しての割合と、男女別がわかっただら教えていただきたいです。

長寿課長 いきいき貯筋倶楽部は、決算説明資料の89ページにございますが、一番下の表ですが実施回数120回で1,652人の方が参加延べ人数でございますが、これは65歳以上全員が該当ということでは、決算説明資料87ページの第1号被保険者数という人数が1万5,021人ございますので、この人数が対象になっている事業でございます。その中での参加いただいた人数でございます。

副委員長 先ほど1,652人ということでお聞きしたのですが、これは延べということで、だぶって参加している人もあるということですね。

長寿課長 このいきいき貯筋倶楽部につきましては、期間はおおむね3カ月間という形で行います。3カ月経ちましたら、運動器の機能向上ですと、どのくらい向上したのかという形の中で3カ月をめでに進めていくのですが、そうした中での延べ人数でございますので、同じ人も入っている延べの考え方ですから、同じ人もここにカウントされています。

福祉事業部長 実人員が190人です。

副委員長 そうするとこれからの介護予防、健康を維持していくためには大事な事業だと思うのですが、参加者をもう少したくさんふやして、健康維持して介護予防につなげて行けば良いと思っているのですが、特に地域のいろいろな行事や事業を見ても、男性はなかなか出席が少ない、女性の方が一生懸命こういう会に参加をしているような様子がかかわれるのですけれども、その点男性の参加をもう少し呼びかけるとか、また男性が参加しやすいようなこのような事業をすとか、何かをお考えがあるようでしたらお聞かせ願いたいのですけれど。

長寿課長 おっしゃるとおりでございますが、今後も事業の啓発を進めてまいりたいと思いますのでお願いいたします。

委員長 他にありますか。すみません、もう一点良いでしょうか。449ページの3つ目の丸で、家族介護支援事業の中の徘徊探索委託料ですけれども、これは実際に平成19年度は市内で利用をした人はいるのかどうか、わかりますか。

長寿課長 課長補佐からお答えします。

高齢支援係長 利用した方はいらっしゃいます。説明資料の90ページの(2)のイの任意事業の中のぼつの4番目です。徘徊探索委託の関係は契約していただいている方は6人いらっしゃいます。

委員長 この利用というのは、例えば月単位で利用できるのですか。どういう契約になっているのですか。

高齢支援係長 月単位といいますが、年単位といいますが、1回契約をすれば契約を解除するまでは契約をされているのですけれども、電波を発信する子機のようなものを持っていただいで、それを徘徊してどこかへ行ってしまった時に、衛星を使って探索するといったシステムになっております。ですので、徘徊する時にいつも持って出歩くかばんなどを、もし持たずに行ってしまったり、いつも着ていく服のポケットの中を全部出して

どこかへ行ってしまったりすると、探索できなくなりますが、その徘徊探索の衛星を使ったシステムで契約をしております。

委員長 聞くところによりますと、通常の時は良いのだけれども、いざ居ないといって探しているような時には、問い合わせをする度にすごいお金がかかると聞いたのですが、そのようなシステムですか。

高齢支援係長 月に2回でしたが、一定のレベルまでは基本料金の中に入っているのですが、その後探索をする度に課金をされるというシステムではあります。ただ、1回探してもらうのが電話でオペレーターに聞く場合と、インターネットを使って探索をかける場合で、探索の費用がインターネットの方が100円で、オペレーターを通す方が200円だと記憶していますけれども、そういう事であったと思います。

委員長 わかりました。他に質問ありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 それでは、ないようですので、議案第7号については原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第7号、平成19年度塩尻市介護保険事業特別会計決算認定につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

議案第22号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）

委員長 議案第22号、平成20年度塩尻市一般会計補正予算（第2号）中、歳出3款民生費（1項社会福祉費10目後期高齢者医療運営費を除く）、10款教育費を議題といたします。福祉事業部関係の審査をいたします。説明を求めます。

長寿課長 それでは補正予算第2号の続きの17ページ、18ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費中でございますが、備考欄の白丸老人福祉センター等運営事業のアスベスト含有分析調査委託料の10万5,000円でございますが、新たに追加するものでございまして、老人福祉センターすがの郷のボイラー室の天上およびはりの部分の吹き付け材の石綿含有検査を行うものでございます。石綿含有検査につきましては、平成17年度に実施をしているものでございますが、この時の検査対象に該当しておりませんでした。国において今回この分析の中で、新たに3物質が追加となりましたことで、検査を行うものでございまして、全庁的に行うものでございます。この委託料につきましては、それぞれ全庁的に同額でございます。

次に白丸の高齢者等介護予防・生活支援事業の361万9,000円の追加でございますが、火災警報器の給付につきまして補正をお願いするものでございます。備品購入費の方へ現予算では125万円がございまして、ここの中で貸与分という部分のみの、緊急警報装置というものがございまして、その48万円のみを備品購入に残しまして、残りのものが給付ということでございましたので、今回区分を是正いたしまして、部品購入を77万円減額しまして給付分として、日常生活用具給付費を扶助費といたしまして、438万9,000円を新たに追加するものでございます。この補正によりまして、火災警報器につきましては現予算で45台多く計上してございますが、それを647台に変更するものでございます。給付対象世帯につきましては、市民税非課税の一人暮らし高齢者世帯と、世帯全員が市民税非課税世帯で、かつ要介護の高齢者を抱える世帯ということで、見込み

の中では1,300世帯くらいが該当世帯があるという形でございますが、この中で本年度につきましては647台補正をしたいものでございます。

これにつきましては平成21年6月までに、全世帯での設置が義務付けられるようになります。現在は新築の住宅は既に義務付けられておりますが、既存の住宅も来年6月には義務付けられるもので、急増しているということでの給付の台数を増やしていくものでございますのでお願いいたします。以上でございます。

福祉課長 20ページをお願いいたします。真ん中の児童福祉施設でございまして、黒ぼつの母子生活支援施設入所委託費160万1,000円でございます。これはドメスティック・バイオレンスを理由といたしまして、平成20年6月から母子一組を母子生活支援施設へ処置いたしました。約1カ月、27万円弱の費用がかかるものですから、当初予算との差額分を補正増するものでございます。以上でございます。

委員長 それでは説明を受けましたが、委員より質問ありましたらお願いします。

石井新吾委員 先ほどの火災警報器ですが、今回647台分ということで補正を組まれて、来年の6月までにはまだ全部というわけにはいかないわけですが、これは来年度の予算の方に回すというような考え方よろしいのでしょうか。

長寿課長 この台数設置は、平成19年度までに設置した世帯が、この該当の事業でのものでは、122台設置をしております。647台を設置いたしますと、約770世帯が設置が終わるということの中では、あと、530世帯くらいは、この予算では設置が出来ないわけですが、今回の補正はこの額でございますが、これからまた申請が伸びてきた場合は、今年度の中でも補正対応をお願いしていく場合があるかと思っております。来年度予算の計上をしながら、6月までには、こうした火災の場合に逃げ遅れる等、弱者的な世帯になるかと思っておりますので、設置を進めてまいりたいと思っておりますのでお願いいたします。

委員長 ほかにございますか。それではないようですので、議案第22号につきましては、福祉事業部に関する部分の審査を終了いたします。なお、討論および採決は、すべての審査終了後に一括して行います。

議案第24号 平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

委員長 次に進みます。議案第24号平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 それでは、第2号のつづりを御覧いただきたいと思います。議案第24号平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。第一条の歳入歳出予算補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,725万2,000円を追加し、歳入歳出予算の増額を、歳入歳出、それぞれ、42億1,683万5,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。9ページ、10ページをお願いいたします。3款、地域支援事業費につきましては、財源振替を行うものでございます。

6款の出資金でございます。償還金でございますが、2,591万8,000円につきましては、平成19年度の決算に伴う精算といたしました返還金でございまして、黒ぼつの上2つにつきましては第2号被保険者保険料からの交付金の返還分でございまして、黒ぼつの下3つにつきましては、国庫支出金の精算分でございます。

その次の7款、介護サービス事業費につきましては、居宅介護サービス事業事務費でございますが、介護予防ケアプランシステムの作成委託料133万4,000円を新たに追加したいものでございます。この第7款サービス事業費は、決算の中でも申し上げましたけれども、地域包括支援センターが介護予防事業者事業としての市から指定を受けるものでございまして、平成19年度決算の中で、先ほど、400万円余を繰り越したと申しましたけれども、その繰り越し分を充当いたしましてシステムの修正を行うものでございます。内容につきましては、現在、使用しておりますシステムを改修するものでございますが、現在では要支援1、2の介護給付費のデータの作成が、割合、複雑になっておりまして、それを簡便に行えるようなシステム改修と、先ほども申し上げましたが、一部、居宅介護支援事業所へ委託をしておりますけれども、そのデータの連携をするためのバージョンアップを行いたいものでございます。以上が歳出でございます。

7ページ。8ページをお願いいたします。ただ今の歳出に対しましての歳入の補正でございますが、3款の国庫支出金につきましては、先ほどは、償還金、返還金の精算でございましたけれども、ここでは、平成19年度の決算に伴います精算分で、過年度分の交付金として国庫金を5万円追加するものでございます。この金額が、先ほどの第3款での財源振替を行うものの財源となっております。

次の、7款の繰越金でございますが、保健事業繰越金2,586万8,000円と、サービス事業繰越金133万4,000円でございますが、2,720万2,000円の補正になるわけでございますが、先ほどの歳出の6款の諸支出金と、7款の介護サービス事業費での財源充当するものでございます。平成19年度決算に伴いまして、翌年度へ繰越をいたします4,400万円余のうちから充当をしたいものでございます。以上、補正予算の概要でございます。

委員長 それでは、委員より質問がありましたらお願いします。

柴田博委員 歳入のところで、保健事業繰越金が2,586万8,000円で、それと、国からの5万円を足して歳出の償還金の額になるということで良いですか。

長寿課長 歳入の5万円は、先ほども申し上げましたが、3款の地域支援事業での振替の財源充当というふうになります。

柴田博委員 そうすると、歳入と歳出の補正額が一緒になりますか。

長寿課長 補正額につきましては、2,720万2,000円を追加するということで同額になります。

柴田博委員 そうですか。はい。

委員長 ほかに、それではないようですので、議案第24号については原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第24号、平成19年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については全員一致をもって可決すべきものと決しました。以上で福祉事業部関係の審査を終了します。

ここで、職員の入替えがありますので10分間の休憩といたします。

午前 13時57分 休憩

午前 14時07分 再開

委員長 それでは、休憩をといて再開します。次にこども教育部関係の審査を行います。議案第1号平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定中、歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費、3款民生費(1項社会福祉費7目榑川保険福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費を除く)、4款衛生費中1項保険衛生費3目保健対策費のうち高齢者生きがいづくり事業、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費中4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務諸経費、10款教育費を議題といたします。

こども教育部に係る部分の審査を行います。説明をお願いします。

こども課長 それでは、第3款民生費中2項児童福祉費から説明をさせていただきます。決算書は154ページ、155ページになりますのでお願いいたします。なお、あわせて決算説明資料を御覧いただきますので、説明資料では42ページ下になります。

それでは、1目の児童福祉総務費につきましてでございますけれども、こども課に関します経費、保育園の嘱託員報酬が主なものでございます。155ページの備考欄の最初の丸、委員等報酬の2つ目の中点、嘱託員報酬182人の内訳でございますけれども、保育士が168人、栄養士が3人、調理員が11人となっております。

その下の3つ目の丸、児童福祉事務補助金の民間保育事業補助金370万円余でございますが、市内の乳幼児を受け入れている民間保育所等を支援することによりまして、円滑な保育園の運営と保護者負担の軽減を図るものでございます。児童数等に応じまして補助しております。児童数の内訳は説明資料にもございますが、42ページのところで御確認いただけますのでお願いしたいと思います。なお、山形村のやまのこ共同保育所、それから、松本市のキッズワールド、こちらには市内からも乳幼児が入所しておりますので補助対象としているものでございます。

次の丸以下、児童手当関係が福祉業務の関係でございますので少し進めさせていただきます。次の156ページ、157ページをお願いいたします。中段の2目、児童運営費でございます。総額では、13億7,540万円余になりますが、こちらは、保育園19園および子育て支援センターに関する経費でございます。右側の157ページでございますが、左から2つ目の列、翌年度繰越額の中ほどに、繰越明許214万9,000円がございます。17節の公有財産購入費に関するものでございますが、後ほど事業内容とあわせて説明させていただきますのでお願いします。

中段の備考欄に戻りますが、はじめの丸、保育所運営費9億7,370万円余につきましては、保育園の運営経費でございますが、保育園では平成19年度の年間の保育日数が294日、各月初日の児童数を合計した延べ人数では2万796人、月平均では1,773人の児童を保育したものでございます。保護者の育児と就労等の共立支援、さらには、児童の健やかな成長を支援するものでございます。

最初の中点、一般職員給料112人の内訳でございますけれども、園長が19人、保育士が82人、調理員が11人でございます。4つ目の中点以下、臨時保育士賃金、臨時調理員賃金、さらに、長時間保育賃金がございますが、職員の休暇等に伴います代替職員、あるいは、時間単位の勤務の保育士、調理員等の賃金でございますのでお願いします。

その下の3つ目の中点、園医謝礼でございますが、内科健診、歯科健診を実施したものでございます。

少し飛びまして、一番下の中点、給食費 1 億 2,210 万円余でございますけれども、年間給食日数では 284 日で、こちらのおやつを含めた材料費でございます、3 歳未満の子どもにつきましては、ご飯、いわゆる主食を含む完全給食としておりまして、平日 1 日当たり 310 円、それから 3 歳以上につきましては、主食を御家庭からお持ちいただく副食給食というものにしておりますが、同じく、平日では 235 円の単価を目安に材料等を調理して給食といたしたものでございます。

次に、158 ページ、159 ページをお願いいたします。備考欄でございますが、10 番目にありますが、中点、市外保育所入所児童委託料 270 万円余でございます。こちらにつきましては、里帰り出産、あるいは、やむを得ない事情によりまして、市外の保育所へ入所希望があった場合に、当該市町村個別に契約をいたしまして保育を委託したものでございます。平成 19 年度の委託した対象児童につきましては 9 人でございました。逆に塩尻が受託する場合がございますけれども、参考までに、受託したものは 6 人という人数でございました。

その下の 4 つ目の中点になりますが、給食調理業務委託料、平成 19 年度では新たに妙義保育園、吉田ひまわり保育園の給食調理業務を民間委託に移行いたしまして、17 園中 7 園に拡大いたしました。そういった中で、運営の効率化を図ってきたところでございます。委託の状況につきましては、衛生管理、あるいは離乳食、アレルギー対応食等の安全管理面と共に、良好に調理をいただいている状況でございます。また、子ども、職員、さらに試食会においていただいた保護者の皆さんからもおいしいということで御好評をいただいております。

下の丸、保育所施設改善事業 1,180 万円余でございますけれども、施設全般の修理関係、点検関係のほか、一番下に吉田ひまわり保育園昇降機がございますけれども、市内の保育園でははじめてエレベーターの点検委託料が発生したものでございます。

次の 160 ページ、161 ページをお願いいたします。同じく備考欄でございますが、上から 7 つ目の中点、施設整備工事 168 万円がでございますけれども、こちらにつきましては、青い別冊になりますが、工事請負費等明細書の 40 ページに工事内容の概要がございますけれども、内容といたしましては、みずほ保育園の外壁を補修したものでございます。

次の丸に進みますが、育児支援推進事業 3,780 万円余につきましては、子育て支援センターをはじめ、保育園、児童館の専門機能を活用いたしまして、幅広い育児支援事業を実施したものでございます。主な事業につきましては決算説明資料の 43 ページに概要を掲載させていただきました。子育て支援センター事業のほか、保育園の地域活動等を通じまして、保護者の子育てに対する不安感といったものを軽減するよう推進したものでございます。

備考欄に戻りまして、次の丸でございますが、健やか子育てサポート事業 184 万円余でございますけれども、育児支援講演会、あるいは、育児サポーター養成講座、さらに、情報提供等を通じまして、家庭と地域の育児力の向上を図ったものでございます。また、市民相互の子育て支援活動でございますファミリーサポート事業を支援センターでコーディネートすることによりまして、相互の支援活動が幅広く展開されるとともに、こちらでは、会員の拡大も例年図っておりまして、子育て支援を依頼する会員数、依頼会員と申しますけれども、38 家庭ふえまして 184 家庭の登録ということになりました。

それから、一番下の丸でございますが、保育所施設耐震改修事業 46 万 2,000 円でございまして、大門

保育園、片丘北部保育園の耐震補強に関する設計業務を委託したものでございます。

次の162ページ、163ページをお願いいたします。備考欄の上から2つ目の丸、保育補助員設置事業960万円余でございますが、愛称おじいちゃん先生を各保育園に配置いたしまして、子どもたちの情緒面やお年寄りとの関わりの中で、そういった優しさといった部分の発達を促すほか、簡易補修、修繕、園庭の整備、さらに不審者対策などにも御活躍いただいているところでございます。

次の丸、高出保育園建設事業3億2,920万円余でございますけれども、老朽化と児童数の増加に対応するために、市立保育園等施設整備計画に基づきまして、園舎を移転、発注させていただいたものです。すでに御覧いただいておりますけれども、園舎が約600平方メートルから約1,070平方メートルと大幅に増加するなど、快適な保育環境を備えることが出来ました。おもな経費につきましては、6つ目の中点、建設工事費3億1,170万円余でございます。

また、先ほど159ページで出ましたけれども、繰越明許214万9,000円は、その下の中点、用地取得費の一部を今年度に繰り越して執行するものでございます。この内容といたしましては、保育園建設に伴いまして築造した私道用地、こちらの地権者が昨年お亡くなりになりました。遺産相続人の中に、成年後見人の選任が必要な方がいらっしゃいまして、その方を選任してから相続というふうな順番になったものですから、時間がかかりまして、今年度で精算させていただく予定でございます。

次の丸でございますが、北部子育て支援センター設置事業880万円余でございますけれども、旧吉田ひまわり保育園の園舎を改修いたしまして、北部支援センターと吉田児童館分館に変容整備したものでございます。おもな経費につきましては、2つ目の中点、改修費でございますけれども、この730万円余につきましては、児童館の分館改修と一括して工事を発注しておりまして、面積的な案分での対応をさせていただきます。後ほど、児童館のところに出てまいります但よろしくをお願いいたします。こちらの工事を経まして、昨年10月、それぞれ北部支援センター、児童館を改修をしているわけでございますけれども、支援センターの関係では、半年間の利用者という中では延べ5千人を超えるご利用をいただいたものがございます。2目の児童運営につきましては以上でございます。

家庭教育室長 続きまして、164ページ、165ページをお願いいたします。決算説明資料につきましては、44ページの上の段にございますので御覧いただきたいと思います。家庭教育支援費につきましてはけれども、相談員報酬といたしまして、家庭児童相談員、教育相談員を配置いたしまして、延べ2,278件の相談にのってまいりました。家庭教育支援事業諸経費につきましては、主なものについて御説明させていただきます。2つ目の中点、子育てサポーター賃金でございますけれども、継続して保護をしていく必要のある御家庭に定期的に訪問支援を実施してきました。看護婦、NPO法人ジョイフル、通訳等の方を派遣しまして家庭支援を実施してきました。真ん中辺にあります印刷製本費でございますけれども、早ね早おき朝ごはん・どくしょ推進運動に向けまして、生活記録表、ポスター等を印刷し配布したものでございます。次の、シルバー相談員委託料につきましては、シルバー人材センターに登録していただいております教員OBの方に、不登校支援、また学業不振のお子さんへの支援をしていただいたものでございます。最後の備品購入費につきましては、障害児を育てる地域の支援体制整備事業としまして、69万6,570円、10分の10の補助を受けることが出来ましたので、消耗品の一部と、こちらで備品を購入させていただきまして、発達障害の早期療育器具等

の整備をさせていただきました。現在、西小学校の学びの教室、みずほ保育園、妙義保育園での個別保育に活用しております。以上です。

こども課長 続きまして、次のページ、166ページ、167ページをお願いいたします。5目、児童健全育成費でございます。決算資料は同じく44ページでございますので、あわせて御覧いただけます。この児童健全育成費は、児童館6館および1分館、さらに、児童クラブ1園の運営に関する経費でございます。

3つ目の丸、児童館・児童クラブ運営諸経費2,190万円余でございますけれども、最初の中点、臨時職員賃金1,360万円余、これが主な経費でございます。児童厚生員等の休暇に対する代替職員、あるいは、土曜日、さらに学校の長期休業等を担当する臨時職員等の賃金でございますのでお願いいたします。施設ごとの利用人数等につきましては、決算資料で掲載しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、次の168ページ、169ページをお願いいたします。備考欄ですが、最初の丸、児童館・児童クラブ施設改善事業90万円余でございますけれども、施設の営繕修繕が主なものでございます。次の丸、洗馬児童館建設事業7,720万円余につきましては、洗馬小学校内の特別教室を利用してこども教室を運営していたわけですが、児童数含めて手狭でございましたので児童クラブ機能を持たせた児童館を建設したものでございます。併設された、ふれあいセンター洗馬がございますので、こちらの事業に関する決算審査が終了していると思っておりますけれども、児童館部分では、3つ目の中点、建設工事費7,440万円余がおもな経費でございます。4月から、すでに指定管理者として、塩尻市社会福祉協議会をお願いしまして運営をしておりますけれども、現在のところ、児童クラブは51人の登録もありまして、このほかにも、児童館へは自由来館による子どもの利用も含めまして、利用拡大が定着し拡大している状況でございます。

次の丸、吉田児童館分館設置事業、1,030万円余でございますが、北部子育て支援センター設置事業の中で触れましたけれども、登録児童数が100人を超える吉田児童館を分離いたしまして、子どもたちがのびのびと活動が出来ますよう、旧吉田ひまわり保育園の園舎を、南側ですけれども、使って、児童館分館に改修したものでございます。主な経費は、改修工事費の850万円余でございますけれども、先ほど話しましたとおり、北部支援センターと児童館分館とで金額を調整してございますのでよろしくお願ひいたします。5目の児童健全育成費につきましては以上でございます。

家庭教育室長 続きまして、発達支援費、元気っ子応援事業につきましてお願いいたします。決算説明資料は44ページの下にありますのでお願ひいたします。元気っ子応援事業といたしまして、172万円余を支出いたしましたけれども、168ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、補正予算額といたしまして98万7,000円の減をさせていただいておりますが、これは、文部科学省の発達障害総合早期支援モデル事業として、国庫負担に振り替えて直接講師に支払われたものでございます。あわせまして、事業費全体といたしましては、300万円余となっておりますのでよろしくお願ひいたします。元気っ子応援事業につきましては、平成19年度におきましては幼稚園も参加いたしまして、643人の対象者につきまして、元気っ子相談、633人、98.4パーセントに実施してまいりました。その後、応援相談といたしまして、約10パーセントのお子さんに継続、心理発達検査、医療相談、教育就学相談を現在も継続して実施しておりますが、これに伴う経費でございます。元気っ子応援プログラム作成委託料100万円につきましては、大学教授2人をお願いしておりますが、633人中、約72パーセント、465人のお子さんに対しまして、相談員、保育士の

見たてが、正しいかどうかというコンサルタントの所見をいただいている経費、また、コンサルタントの先生にお入りいただきまして、各園ごとに2次検討会を24回実施、また、保育士の事例検討会、保育園を訪問しての介護指導等を実施していただいている委託料でございます。以上です。

教育総務課長 決算書264ページ、265ページを御覧いただきたいと思います。あわせて、決算説明資料60ページ、61ページを御覧いただければと思います。まず、264ページ、教育委員会費でございます。これにつきましては、委員報酬、また、教育委員会に係わる経常的な経費、また広域委員会の負担金等でございます。中でも、265ページ下段にございます教育委員会補助交付金でございます。440万円余でございます。

私立高等学校の運営補助金としまして、学校が武蔵工業大学第二高に対して1校、お支払いをして100万円ということでございます。また、それぞれ、私立高等学校462名の保護者の皆さんの経費軽減ということございまして、一人3,000円を支払い、462名の皆さんにお支払いをしたというものでございます。一番下のぼつでございます。私立高等学校設備費補助金でございます。武蔵工業大学第二高の教育施設整備費として200万円の支出をさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

266ページ、267ページの上段のぼつでございます。各種学校運営補助交付金でございます。これは、笠原学園に対して固定資産税評価額の2分の1という部分で、4万7,873円の支援をさせていただいたものでございます。事務局費といたしまして、それぞれ、教育相談員報酬4名分、教育センターへの配置職員の報酬分でございます。

また、3つ下がりまして、教育委員会事務局諸経費についてでございます。これにつきましては、1,900万円余の支出をさせていただきました。中でも、以前、この委員会の中でも御指摘を受けている部分、印刷製本、ぼつがございますけれども、これに係わるもので、入学通知書が主なものでございます。これにつきましては、着く、着かないというような部分、また、肩書きがないというような部分についても、現在、今年度につきましては調整をさせていただきながら、確実に、保護者の不安がないような形での今処理を進めているところでございますのでよろしく願いいたします。

また、数段下がりまして、姉妹都市交流事業委託料19万6,000円という項目がございます。これにつきましては、系魚川との絵画の交流、また、作品交流、人的交流に係わる経費でございます。

その下の、運搬車業務委託料がございます。81万1,000円余でございます。これにつきましては、檜川小学校に併設されております給食センターによって給食が作られているわけでございますけれども、この給食を中学校へ配送する等の委託の関係でございますのでよろしく願いいたします。

また、だいが下がりまして下から3つ目のぼつでございますけれども、奨学金貸与事務事業特別会計操出金925万7,000円余でございます。これにつきましては、奨学金特別会計の操出金ということでございますのでお願いいたします。

ページをおめくりいただきまして、268ページ、269ページでございます。これにつきましては、丸の教育相談研究事業費でございます。78万5,000円余でございます。中間教室、高ボッチ教室等の運営に係わる先生方の部分、また、日本語学級の言葉に係わる指導、海外からお越しになったお子さんが日本語が不自由ということの中で支援をしている部分でございます。

スクールバス運行費でございます。丸でございます。これにつきましては、それぞれ、東山線の松電の廃止、

また、従前の小曾部、西部中、日出塩関係、上小曾部関係等のスクールバスの運行経費2,200万円余でございます。この中でも、現在、人数的なものは、それぞれ松本電鉄に委託している部分、また、槽川地区の大新東に委託している部分、また、北小野地域のシルバー人材センターへの委託している部分がございます。遠距離通学への交通確保の支援でございます。人数的には、東小で28名、宗賀小で92名、洗馬小で21名、片丘小で3名、木曾槽川小で40名、塩尻中学7名、塩尻西部中学で55名、両小野中学が15名、両小野小学校18名というような内訳で、それぞれスクールバスを運行させていただきながら安全確保、また遠距離通学に対する支援を行っているものでございます。

その下の丸でございます。結核対策の事業についてでございます。71万円余でございます。これにつきましては、松塩筑、筑北まで含めているわけでございますけれども、こちらの生徒児童の結核にかかわる診断を行っていただいている経費でございます。

消耗品につきましては、ツベルクリン等の経費、また、精密検査料につきましては、エックス線他の検査等にかかわる経費でございますのでよろしくお願いたします。

教育センター情報教育推進費1,300万円余でございます。それぞれ、教育センターの情報教育に係わるパソコン、また情報機器使用量等を含めて、備品購入費としましては、英語のデジタル教材、それぞれ子どもたちが使えるような形、現場ネットということでインターネットで結んでございますが、そちらでも、予習、復習が出来るというようなことを含めてのものでございますのでよろしくお願いたします。

続きまして、やさしい就学フォローアップ事業、これにつきましては中間教室の運営に係わる先生方の嘱託経費等でございますのでお願いたします。

また、一番下の丸、起業家教育促進事業221万8,000円でございます。これにつきましては、総合的な学習を通じまして起業家育成ということで、トレーディングゲーム、経済や社会の仕組みを子どもたちに学んでいただくということで、この事業を行っているものでございまして、現在、ボランティアの7人の育成が終了いたしました。それぞれに係わる経費でございます。

270ページ、271ページを御覧いただきたいと思います。上から4つ目のぼつでございます。こども科学探検団負担金、商工会議所と連携いたしまして、子どもの理科離れ等、興味をそそるようなかたちでの事業を行っている部分の30万円の負担金でございます。

続きまして、小学校英語活動サポート事業、これにつきましては、国際理解教師の人件費等、また、下から3つ目のぼつでございます。国際ワークキャンプ委託料、平成19年度につきましては、6カ国から12人の学生、青年をお招きしまして、それぞれ、各市内の小学校へ約2週間、授業や体育、また日本の民族文化等を教えてあげる、相手の国際的な文化を教わるというような部分で、大変、効果が上がったワークキャンプ委託料でございます。

続きまして、外国人英語指導助手派遣委託料につきましては、御覧のとおり、アクティブへ委託をしているものでございまして、英語活動に係わる授業を行ったものでございます。

国際理解活動推進事業の補助金42万円が新規に出てきているわけでございますけれども、9月補正でお願いしたものでございます。県教育委員会の指定拠点校ということでございまして、これに係わる補助金を東小学校へ42万円交付したものでございますのでよろしくお願いたします。

教員住宅に係わる部分でございます。中段でございます。教員住宅管理諸経費1,800万円余でございます。教員住宅に係わる運営費関係、また、環境整備、樹木の管理、また、教員住宅の補修関係でございます。工事請負明細書41ページにも解体修理関係、また、高出にございます黒崖の教員住宅が老朽化いたしまして、3棟6戸を228万円余で解体してございます。この教員住宅は、補修費の中に解体費も入っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

ページをおめくりいただきまして、272ページ、273ページ、中段から下でございます。学校施設の集中管理費でございます。確か、平成9年かと思ひますけれども、学校用務員さんを廃止しまして、集中管理に移行し、それぞれの学校の小破、修繕等に対応するということで、現在5名の嘱託員が中において、平成19年度につきましては、学校から756件の強化、修繕、修理の申請がございまして、対応したものは1,066といひますか、ここが壊れているから直してくれとかというときに、そのような部分で大変大きな効果を上げている事業でございます。

下の丸、学校施設集中管理事業という部分では、この中では、それぞれ使用している車、また備品購入、修繕に係わる原材料等の経費でございます。

ページおめくりいただきまして、274ページ、275ページ、小学校費でございます。約3,800名余の小学生に対する健康管理、また、学校の運営に係わる経費でございます。一番上の学校医等報酬についてでございますけれども、眼科、内科、子どもたちが入学前、入学時等で検診をいただいている先生方への報酬600万円余でございます。

また、嘱託員報酬9名につきましては、小学校におけるチームティーチングのための報酬、9名分の経費でございまして、個々に応じましたきめ細かな学習指導を図るための経費ということでございます。

小学校管理費の中では、臨時職員賃金でございます。この中で、学校事務員の方、また、図書館の方、また中間教室の補助員の方、それぞれ含めて、1,600万円余の支出をさせていただいております。

続きまして、中間に検査手数料という部分で71万7,000円余がございまして、これにつきましては、プールの塩素関係、また、外部検査、酸素ポンプ等の検査委託料でございます。

その下の児童健康管理検査料でございます。これにつきましては、心電図、尿の検査、血液検査、児童にかかる検査料でございます。

また、ピアノ調律手数料につきましては、一律1万5,000円ということで、小学校全部で34台を破格の値でお願いしているところでございます。

1つ飛びまして、消防設備点検委託料、これは、工事請負明細書の69ページに記載になっておりますけれどもも御覧いただきたいと思ひます。消防施設に係わる点検の委託の部分でございます。

清掃委託料につきましては、学校の中のストーブの汚れ、高所の窓拭き業務等の部分で256万円余の支出をさせていただいております。

警備委託料につきましては、不審者の侵入、また夜間の警備管理等、セコム上信越へ277万円余の支出をして警備の委託を行っているものでございます。

ページをおめくりいただきまして、環境整備関係、黒ぼつでございます。これにつきましては、御覧いただいておりますように、樹木の管理、また、最近温暖化によって、毛虫の発生等が大変多くなってきているという部

分でこのような管理を行っている部分でございます。

廃棄物収集運搬処理の関係でございます。それぞれ、学校で出る廃棄物、また、耐用年数、破損して修理に耐えないもの等の廃棄処分に係わる経費49万円余でございます。

丸の下から2つ目、小学校の施設営繕費です。これにつきましては、工事請負明細書、41ページ、42ページに、それぞれ、詳細を記載してございますので、3,000万円余を支出させていただきながら、児童の教育環境整備に係わっている部分の修繕費でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

ページをおめくりいただきまして、278ページ、279ページでございます。丸の小学校補助交付金の関係でございます。特別行事等交付金、全体的には1,900万円余の支出をさせていただいております。これにつきましては、それぞれ、項目がございますけれども、学校で行う特別行事の関係の補助178万円、スケート教室等の参加のバス代等の補助300万円余、県の30人規模学級拡大協力金として1,300万円余の計上でございます。

また、学校支援ボランティア活動交付金につきましては、おおむね10万円の9校ということで、89万9,000円余ということでございます。

学校安全安心のための小学校の防犯システムの整備事業といたしまして、緊急防犯システムの借上料といたしまして、これにつきましては工事請負明細書42ページに記載になっておりますけれども190万円余、防犯カメラの設置工事ということで160万円余、カメラにつきましては、おおむね、各校3台ということで現在設置されております。以前にも、若干、御説明したかもしれませんが、これは夜間対応ということになっていません。昼間の対応のカメラということで赤外カメラではございません。校長室、または教員室にテレビがございますので監視が出来るというような形でして、昼間の対応品でございます。

278ページの中段でございます。教育振興費でございます。この中で、教育振興諸経費、それぞれの学校に係わる備品関係、また、人権教育、幼年教育等に係わる委託料等を記載させていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

ページをおめくりいただきまして、280ページ、281ページでございます。教育振興補助金の通学経費の関係で補助金86万2,000円を見させていただいておりますけれども、これにつきましては、現在、松電が昨年10月まで通っていたという部分、これに係わる、スクールバスに変わる前でございますけれども、東山線の廃止までの東小学校28人分の児童への経費経過補助ということでございます。

その下の丸、教育振興扶助費、就学援助費等でございます。1,695万円余でございます。生活保護基準につきましては、要保護ということで8名の方に支出をさせていただき、なお、準要保護は、生活保護ではないのだけれども、その1.3倍基準の中で、305名の方に対して支援をさせていただき、保護者への負担の軽減に努めたということでございまして、おおむね、全体児童数に対して約7.9パーセントくらいの割合になっております。

続きまして、小学校の情報教育推進費、これにつきましては、情報の活用、また能力の向上等を高めるために、電算機の使用料、これはリースがメインでございます。ただし、ハードのパソコンのみでなくソフト関係を含めて、付属機器も含めて9,200万円のリースになっておりますのでお願ひします。

続きまして給食関係でございます。給食関係につきましては、給食調理員さん含めての嘱託員報酬3,100

燃料費についてでございます。燃料費については、930万円余の支出をさせていただきました。平成18年度決算では729万円余の支出でございます。去年に比べてやはり伸びてきているというような部分でございます。

若干、おりてきまして、備品修繕費については、楽器、または、学校での教材等の支出でございます。学校運営に係わる経費でございます。

また、下段で、学校の施設等の設備点検委託料220万円余でございます。これにつきましては、学校施設の時計、連動した時計になっておりまして、これに対する業務委託54万円余、また、自家用の発電機、工作物の充電装置、キュービクルといわれるものですが、それに対する点検等でございます。

ページをおめくりいただきまして、286ページ、287ページでございます。一番上段の黒ぼつでございます。外国人英語指導助手派遣委託料ということでございます。3名が中学校への派遣をしているものでございまして、1,400万円余でございます。その下の黒ぼつでございます。小学校でも同様でございますけれども、自動車等借上料13万6,000円、子どもがここを通過して怪我をしたときなどに応じて病院へ運ぶという部分の経費として、この経費を使わせていただいているところでございます。

1つ飛びまして、パソコン等使用料につきましては、月々平成20年3月末までのものでございますけれども、6,800円の4校分で経費を支出させていただいております。

あと、テレビの視聴料、これについては、今後、また御協議いただくこととなりますが、デジタル化ということで、学校のテレビがデジタル化されてくるということで、今現在のアナログが使えないということで、また今後、御協議いただくようなこととなりますけれどもよろしく願いいたします。

それぞれ学校に係わる備品関係、また、子どもたちの机、椅子の更新代等でございます。

中学校の施設営繕費ということでございますけれども、これにつきましても通常の営繕の関係、一般工事を含めた部分でございます。一般工事の明細につきましては工事請負明細書43ページに記載させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

あと、負担金の関係ですが、中学校負担金6,500万円余でございますけれども、これにつきましては、研究協議会、市教育会負担金、学校災害共済給付掛金負担金の関係で、子どもたちが学校で怪我をしたとき、黒ぼつの下から2番目にありますけれども、一人945円の支出をもって学校での怪我などをした際などのお医者さんの経費を負担しているものでございます。

自治体国際化協会負担金というのは、このぼつがありますけれども、26万6,000円、ALTを派遣いただいているJETという団体に対して文科省の外郭団体でございますけれども、これに対する支出している協会への負担金であります。

中学校の補助交付金についてでございますけれども、特別行事の負担金、これにつきましては、下見だとか、特別支援に係わる子どもたちの負担金、または校内研修等の経費等でございます。

ページをおめくりいただきまして、先ほども御説明いたしましたが、小学校と同様で、防犯カメラ、または、防犯システムの借上料ということで190万円余でございます。

工事請負明細書の43ページに記載になっておりますけれども、平成19年度につきましては、広陵中学の北側に駐車場の施設3,900平方メートルを整備させていただいた325万円余でございます。

続きまして、教育振興諸経費、備考欄でございますが、この中で2つ目のぼつ、自動車等借上料、これにつきましては、サイトウ記念に子どもたちが行くという事でのバス代、大型バスと中型バスの借上料でございます。

また、教材備品購入費については記載させていただいているとおりでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

丸の2つ目、いま御説明しました2つ目でございます。教育振興補助費の関係でございます。中学校につきましては、要保護8名、準要保護147名、計155名の子どもたちの保護者に対する支援を行ったというものでございまして、1,200万円余の支援を行いました。

中学校の情報教育推進費についてでございます。これにつきましては、パソコンの保守点検委託料、それぞれのパソコンの使用料、電算機器の使用料等4,600万円余の支出をさせていただいております。

一番下段の給食施設費でございます。給食の施設費についてでございます。これは、給食調理員さんの嘱託員の報酬、また、職員の給与費を含めてございます。

ページをおめくりいただきまして、290ページ、291ページでございます。この中で、上段の丸の下、給食運営事業諸経費、臨時調理員賃金でございます。代替、また、パート、アレルギー対応のパートということでの臨時職員の賃金になっております。

1つ飛びまして、消耗品費についてでございますけれども、給食に係わる一般消耗品190万円余の支出をさせていただいております。

燃料費については、448万円余の支出をさせていただきまして、平成18年度につきましては400万円余の支出でございまして、50万円弱の伸びを示しているというような状況でございます。

また、運搬料につきましては、パン、または、米飯、ソフトめん等の運搬に係わる経費でございます。

また、給食調理室の清掃委託、また、下のそ族昆虫駆除委託料等ございますけれども、給食室、またそれぞれの給食の關係の安全管理、衛生管理に係わる経費でございます。

備品購入につきましては、74万9,000円余の支出を記載させていただいております。

衛生管理では、直接、決算とは関係がございませんけれども、最近新聞をにぎわしております三笠フーズの關係で調査をさせていただいたところ、市内の業者は取引が三笠フーズとはないというとりあえず報告をいただいておりますのでよろしくお願いします。以上です。

こども課長 それでは、その下の4項1目、幼稚園費2,320万円余でございますが、そちらをお願いいたします。これにつきましては、私立幼稚園の円滑な運営を推進するとともに、保護者負担の軽減を図る中で幼稚園への就園を奨励したものであります。決算説明資料61ページの一番下のところに、園児数等を掲載してございますので、お願いいたします。

2つ中点がございまして、最初の運営費の補助金590万円余でございますけれども、市内の私立幼稚園3園への定額分、こちらは各1園80万円でございます。このほかに、市内の児童が通園いたします市外の幼稚園を含めて、園児一人当たり年額9,000円を支出しているものでございます。

下の中点でございますが、就園奨励費補助金1,720万円余でございます。幼稚園に通園する市内の児童を対象に、保護者の所得、あるいは児童数、入園している状況に応じまして、年額では5万7,500円から25万7,000円までの階層を設けて補助をしているものでございます。

幼稚園費は以上でございますが、社会教育費の中で説明をさせていただきますので。

委員長 社会教育費は少しだけですか。

子ども課長 社会教育費は青少年の関係だけで終わるものですから、もしよろしければそこまでお願いします。よろしいですか。

委員長 では、お願いします。

子ども課長 私ども子ども課で所管しております青少年の関係の経費でございます。304ページ、305ページです。中段に6目青少年育成費がございます。こちらにつきましては、青少年の健全育成のほか、青少年の保護活動、さらに環境浄化を推進したものでございます。

備考欄、最初の丸でございますが、委員報酬中、2つ目の中点の補導委員報酬180万円余でございますけれども、100人の青少年補導委員をお願いしまして、14班編成で通年に渡って非行補導、あるいは、早期発見を目的に街頭補導をお願いしてございます。さらに、一般店舗の巡回もお願いする中で、青少年健全育成活動への協力要請を図り、協力店のステッカーを掲出していただくとか、あるいは、有害自動販売機の設置状況、収納されている商品点検などを推進したものでございます。

次の丸、青少年育成事業諸経費260万円余でございます。補導委員や、子ども会育成会、関係機関へ青少年関係情報を提供しているほか、上から7つ目の中点でございますが、柏茂会館指定管理委託料、こちらにつきましては、平成18年度から管理業務を指定管理方式といたしまして、地元区の上小曾部に管理を委託しております。青少年体験活動、あるいは、交流活動、そういった場として活用されました。平成19年度の利用状況で申し上げますと、延べ人数で、子どもが156人、大人が413人、合計では569人という人数であったわけでございますけれども、平成18年度と比べますと人数では87人ほど減少している状況でございます。

その下の丸、青少年育成事業補助費630万円余でございますが、3つ目の中点、ミシャワカ市への青少年派遣事業補助金、こちらにつきましては3人分でございますし、その下の中点の青少年健全育成事業補助金500万円余でございますが、こちらにつきましては次のページ306ページ、307ページでございますけれども、市内10地区の連絡協議会活動、あるいは、各区単位に、66団体設置されている子ども会、育成会への活動補助でございます。

2つ目の中点、小中学生体験交流事業補助金24万円余でございますけれども、これにつきましては、小学生35人が、友好都市であります袋井市を訪れまして、一泊二日で地元の小学生と交流活動をいたしました。

最後の中点の、子ども居場所づくり補助金につきましては、市内5地区で7団体が実施する、小学生対象の自然体験、あるいはスポーツ、囲碁、将棋、おやつ作りといった教室、あるいは、塾形式の活動の支援をし奨励したものでございます。10款の教育費の関係では以上でございます。

委員長 それでは、説明を受けましたが、ここで10分間休憩をとります。

午前 15時05分 休憩

午前 15時15分 再開

委員長 それでは、休憩をといて再開します。教育費について、委員より質問がありましたらお願いします。

教育総務課長 訂正をお願いします。大変失礼致しました。数値のけた誤りの御説明をした箇所が数カ所ござ

いまして、大変申し訳ございません。それと、東小学校のプールが最終になるというお話をさせていただいたところでございますが、現在、本年度、洗馬小学校、進行中でございますので申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

委員長 質問がありましたらお願いします。

古厩圭吾委員 何ページなのか良くわからないけれども、保育園の保育料に係わる件では、今回も、いろいろ問題になったわけけれども、全体をならすと、いわゆる定員と入っている子どもさんの児童数とを比較したら、実質的には余裕があるわけですよね。平成19年度は。そのへんを少しお聞かせください。

こども課長 一般質問の中でも答弁していると思いましたがけれども、市全体の定員の中には現在入っている児童数も含めて、まだ余裕がある状態でございます。

古厩圭吾委員 そういうことはわかっています。そういう中で、ことしも実質的にはそういうことで、問題になっているのは、保育園に入れないということよりも、私が入りたいところへ入れないということが問題で、そういう場合に、実際の対応としては、どの保育園にあなたが行けますよということではないわけです。例えば、あなたはここに住んでいるので、どうしてもここに入りなさいということがないという方向が出ているわけです。それで、全体的に見たら、お隣の保育園なり、そのお隣なりというような、そういう御紹介をしても、保護者が納得されないことに答えるべく努力をされているということですか。今、悩んでいることは。

こども課長 当初入園というのは、いわゆる、保育に欠ける御家庭の御事情をはかりまして、優先順位を決めて第一希望順に入らせていただくことにしています。保護者から、第二希望、第三希望というふうなことで、あらかじめいただいております。その中では、優先ではないけれども、希望をいただいている保育園がございます。そういったところを優先して入らせていただくというふうな対応をしているところでございます。

古厩圭吾委員 そういうことだと思うけれども。そういうふうにしますよという方向が出ているはずです。例えば、私はこういう所に住んでいて、ここがすぐそばにあるからだけではなくて、もろもろの事情を勘案する中で皆さんが保育に欠けるという状態にならないようにしていこうという、基本的には、そちらが本来の姿だろうと思うのだけれども。そういう場合に、今回、問題になるようなことが、なぜ強調されて、早い話が、あなたは出て行けと、その代わりに私が入りたいというようなことを、保護者が言い合うという形になってしまうというのが、若干保育に欠けているということになれば、あいている保育園があれば、御紹介いただければありがたい話が、本来ならば、それが原則になればおかしいではないか。それに備えるべく行政が対応するということになれば、では、小学校の通学区と同じように、あなたはここだよと決めてやっていくのであれば、それに答えるべく容量を増やさなければいけないところが出てきてしまう。その辺の筋をはっきりしていかなければいけないのではないのですか。自分の所に保育園があっても、ほかに行っている人もいるわけです。現実には。だから、そういうことを考えたら、保育に欠けるということをおっしゃるのならば、欠けないよということも配慮しなければいけないのではないかという思いもあっていいのでは。ましてや、入っている人を追い出して、自分の子どもを入れるからと、そうだとしたら、これは問題があると思うのだけれども。その辺はどうですか。

こども課長 保育自体が児童福祉法に基づく福祉制度でございます。この中で、やはりすべての子どもに対して保育を保障ということでは、もちろんございません。御家庭で保育に欠けるというのが、どうしても、この事業を子どもに提供するという場合には条件になってまいります。今回、お願いしているのは、現に、年度途中に

あっても、家庭の御事情で、今、おうちに保護者がいなくなってしまうというふうな事態が生じる子どもがいる中で、実際に、そういった状況が確認できない御家庭のお子さんも、4月当初の入園をしていただく中では、受けざるを得ない状況もありますので、その辺を、家庭保育に欠ける事をまずは優先させていただいて、子どもに不利益が生じないようにしたいというのが願いでございます。ここまで、人数的なものを示しながら進めてきましたけれども、最終的には、かなり書類等も提出が進みまして、実際には、だいぶ人数が減ってきております。来週にも、個別で保護者に保育園でお話を聞くということにしておりますけれども、そういう中で、最終的に、今御指摘の解除に至る例はないかというふうに思うのですけれども、基本的には、御家庭で、お母さんがお家にいることが間違いないとかいう中で御判断いただくようなことを想定して進めておりますので、お願いしたいと思います。

古厩圭吾委員 そういうことを、もう少し、それなりに理解していただかないと、私が行きたいところに行けないからおかしいのではないかなだけでは違うのではないかと。ましてや、すでに、お入りになった人が出てくるというような発想が原点にあるとしたら、そういうことではないでしょうか。お宅も保育に欠けるかもしれないし、Aさん、Cさんもそうかもしれないと。だったら、こちらなら対応できますよということも含めて、そんなところなら嫌だというような言い方をするとしたら、若干、その言っていることと、自分が対応を求めることとは少し違うのではないかという部分を理解してもらおう努力をするしか仕方がないと思う。皆で、横に動くということならば仕方がないのではないかと。とんでもないところまで行くということならばともかくとしても。そのようなことも含めて、あまり、出て行けというような発想はまずいと思います。そんな事も含めてそういう事にしますよということは、基本的にそういう方向を出していると思う。だから、ある意味、我慢をしている人だって実際にいるのだから。そういう事を配慮すれば、お宅の思いどおりにいなくても、変えようと思ってもらわなければ困りますよ、という話をしていくべきではないかと思う。そういう意味です。

こども課長 お話のとおりだと思います。本委員会の協議会に本年度の途中入所を含めて、当初入所、それから途中入所の状況を含めて、最初、お話をさせていただいたわけですがけれども、あの折にも、ちょっと振り返ってみれば説明の仕方がまずかったかなと。実は、資料も保育の解除についてとタイトルでお話をしたものですから、解除優先で受けとめられていただいたかなというふうなことを思いました。それ以降、話をしているとおり、御家庭の御事情はどのようになっているか、それに対して、今、入所待ちの子どもはどのような状況にあるのか、そこらへんがやはり、福祉の施策ですから推進する必要があるかと思えます。そういった上では、議員がおっしゃるように、最低限、こちらの説明を良く御理解いただいて、御納得いただいた上で方向を定めていただくというふうなことが必要だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

柴田博委員 今の関連ですけれども、一般質問の中で聞いたときに、答弁の中に、書類がだいぶ出てきていて、だいぶ人数が減ってきているけれども、3つのうちのどれかを選択してもらおうとして、私的契約を結んだ場合でも、今まで通っていた保育園を変わる必要はないだろうという答弁があったのですが、それはそのとおりで受けとめて良いですか。

こども担当課長 そのとおりでございます。

柴田博委員 ということは、今までの説明でいけば、私的契約を結んで子どもを預かるというのは、子どもが定員まで達していない余裕のある園ということだったのですけれども、今、出ていない子どもの分というのは、

そういう園に今、現在通っている子どもの分というふうに考えて良いのかということと、実際、その園には自分の第一希望で入りたいのだが、入れなくて待っているという子どもはいないということで良いのかどうか、その辺はどうでしょう。

こども担当課長 定員といいましても、保育園全体の定員ということではなくて、例えば、3歳児、4歳児、5歳児の枠があるわけです。そこには入っていける。今の私的契約でなくても入っているということでお話をさせていただいております。2番目の質問については、そのとおりでございます。

柴田博委員 はい。確認ですけれど先ほどの課長の答弁で、結果的には大変になる子どもはいないだろうということを受けとめて良いのですか。

こども課長 結果的には、いわゆる解除というふうなことをする子どもはいないだろうという見方でございますので。先ほど言った、当初にこちらで説明させていただいた折には、例年になく、実は、書類が一枚ふえたものですから、そういったお話を進める対象の御家庭が例年になく多かったです。そういった人数的なものを受けまして、これは少なからず、そういった該当になる家庭も多いなという見方の中で、あらかじめお話をさせていただくものですから、そういった対応の中で、私の説明の仕方がうまくいかなかったりするので反省材料となりますが、よろしく願いいたします。

柴田博委員 違う問題で良いですか。決算書の157ページの保育所運営費のところ、先ほど、一般職員給料で内訳まで含めて説明があったのですけれども、嘱託保育士の給料というか、賃金はどこに出ているのでしょうか。

こども課長 ページを戻りまして、155ページの児童福祉総務費の中にございますけれども、中段に委員等報酬が白丸でございます。その中の2つ目の黒ぼつ、嘱託員報酬182人分がございまして、こちらが嘱託保育士、あるいは、調理員の報酬になっております。

柴田博委員 わかりました。それと、同じ157ページの長時間保育賃金が約4,000万円とあるのですが、これの内訳等がわかっただら、どういう内訳でこの金額になるのかという説明をしてもらいたいのですけれども。

こども課長 内訳が手元にはないのですけれども、人数としては85人の職員をお願いしておりまして、この職員が朝1時間の長時間、あるいは、夕方1時間から3時間の長時間、これを組み合わせをお願いしております。それを積み上げたものが、この約4,000万円というものでございます。

柴田博委員 例えば、2つ上に臨時保育士賃金とあるけれども、これとはまた別なわけですか。

こども課長 臨時保育士賃金につきましては、保育士が休暇を取るとか、一日8時間の中で休憩が取れない日もございますので、そういうときに休憩の代替に入るとか、そういった部分の保育所賃金になります。

柴田博委員 はい。良いです。

委員長 他にありますか。

石井新吾委員 159ページの中段になるのですけれども、給食調理業務委託料ということで、平成19年度、妙義と吉田ひまわりが始まっているのですけれども、これは、経費節減が主な理由で始められたわけなのですが、どのくらいの経費節減なのかわかりますか。

こども課長 平成19年度において、2つの保育園を拡大してやっているところでございますけれども、委託した委託費の関係と、正規、あるいは嘱託を含めた職員が配置した上でやったらという比較になりまして、従っ

てときの子どもの数によって、若干、変動する場合がございますけれども、新しく委託をはじめた吉田ひまわり保育園では、人件費部分を含めて、700万円くらい、委託料と比べると効率が図られたというふうに見えていますし、妙義保育園では、約520万円くらいは経費的な効率が図られている。全体の保育園の中ですけれども、平成18年ベースの配置した職員の給与費との比較の中で、全体では4,000万円余の経費が削減できたというふうに見ております。

副委員長 同じページで少し上の、市外保育所入所児童委託料で、里帰りが9人、受け入れが6人というお話がありましたけれども、それぞれ保育料の基準額は同じなのかどうかということでお聞きしたいのですけれども。

こども課長 先ほど、それぞれ、委託をお願いする場合も、子どもが受ける場合も、委託契約を個別に行うという話をしましたけれども、個別契約の中では、それぞれ委託を受託する児童の年齢によって国の定める基準額がございます。保育をした場合に、この年齢の子どもだったら、いくらかかるというようなものがございます。その年齢別の基準額を委託料に当てはめて精算しております。したがって、保護者は保育料、これは保護者の所得に応じて通年ベースで決まっておりますので、委託であっても受託であっても、保育料の負担は従前の負担と変わらないというシステムになっております。

副委員長 そうしますと、保護者の、それぞれの保育料と国の基準に差額が出ると思うのですけれども、その差額はどのように対応していただいているのでしょうか。

こども課長 これは、委託をする市町村の持ち出しになります。国の保育料より、市の保育料が約3分の1というような軽減を図っておりますので、子どもは保護者から3分の1をいただいて、その保護者の子どもが市外の保育所をお願いをして入った場合、そちらにお支払いする委託料は、国基準の保育料というふうな考え方です。

副委員長 市によって、それぞれ保育料の設定が違いますよね。塩尻市が特に保育料のサービスが行き届いているので、逆にその差額を出すというのは、その差額の部分もどうもふえてしまう。

こども課長 おっしゃるとおりです。

副委員長 はい。わかりました。

委員長 他にありますか。

中野長勲委員 161ページのみずほ保育園の外壁工事のことを少しお聞きしたいのですが、これは、耐震診断とか耐震改修についてはどうなっているのでしょうか。

こども課長 みずほ保育園につきましては、昭和56年以降の建設なものですから、耐震については、改修する請けにはのっておりません。

中野長勲委員 耐震診断はしなくても良いということですか。そういう考えで良いのですか。

こども課長 耐震診断をした上で、オーケーというということです。

中野長勲委員 はい。わかりました。

柴田博委員 説明資料44ページの真ん中あたりの児童館・児童クラブ運営諸経費のところ、そこに出ている利用状況の数なのですけれども、これは放課後、直接、児童クラブへ行く子どもの人数ということでしょうか。

こども課長 こちらにお示した人数につきましては、児童クラブの登録してある子どもの登録人数です。

柴田博委員 基本的には3年生までということだと思うのですけれども、余裕があれば、4年生以上、例えば、兄弟などで行く場合には、4年生以上でもオーケーということがあるというふう思うのですが、実際に4年生

以上の児童がいる数というのわかりますか。

こども課長 確認させていただきます。後ほど御説明します。

柴田博委員 はい。説明資料の60ページのスクールバスの運行費のところ、内訳先ほど説明がありましたけれども、ここにもそれぞれの学校の内訳が書いてあるのですが、この中に檜川中がないのですが、これは、檜川中にはそういう理由はないということですか。

教育総務課長 檜川中については大新東の部分で、松電、またシルバー人材センター、大新東と3本立てで動いておりまして、その中の数字ということでございます。申し訳ございません。檜川中は14名の該当者がおります。

柴田博委員 14名あると。スクールバスの運行費と直接関係ないかもしれませんが、振興バスをスクールバスの代わりに使っているところがありますよね。そういうところで、檜川中学の話だと思うのですが、通常、通学のときには、もちろんスクールバスを使えば良いのだけれど、例えば、長期休業中でクラブ活動などに行くときには、スクールバスとして使いたくても使えなくて、その都度お金がかかると聞いたことがあって、それがどうにかならないかと相談をされたことがあるのですが、その辺の実態はどうなのでしょう。

教育総務課長 本年度は、あいまいにきた形が現実的にはございました。これについて、学校、PTA、昨年のPTAの連合会の総会の席上でも御要望をいただき、研究を重ねながら、実際にクラブ活動で、長期休業中、夏休み期間中ですね、仮に来るといった場合には無料にするような形で、実際には、今現在、平成20年度については訂正させていただいています。

柴田博委員 今は、そういうふうになっているのですね。

加藤教育総務課長 はい。

柴田博委員 はい。わかりました。

こども課長 先ほどの、説明資料44ページの児童クラブ、児童館の関係ですけれども、先ほど、登録人数については、児童クラブの登録の人数と説明をさせていただきました。その右側の年間延べ児童数、利用の児童数ですけれども、こちらは、児童館への自由来館をした子供を含めた利用人数でございますのでお願いします。それから、児童クラブの登録児童で4年生以上の児童というふうなことでございますけれども、手元に平成19年度の決算数字がなくて、今の状況でございますので、平成20年度でお示しをさせていただきますと、4年生が21人、5年生が6人、6年生が2人、市内全部の児童クラブでございますけれども、合計では29人の登録があるということでございますのでお願いいたします。

委員長 他にありますか。

金子勝寿委員 287ページの一番下、学校支援ボランティア活動交付金とあるのですが、これは、どういった形で使われているのか、使途、主なものとか。

教育総務課長 287ページの最終下段にあります。学校支援ボランティアの活動交付金、基本的には、中学校の場合、おおむね10万円で交付をさせていただいているものでございます。あと、実際にこの支援ボランティアに係る経費、使用方法については、一定のルールのもとに各学校がそれぞれ対応していただき、余ったものは精算するというところでございまして、10万円掛ける5校でありながら46万7,000円という部分で、いきっぱなしの金ではないという形で決算をさせていただいていますのでよろしくお願いいたします。

金子勝寿委員 例えば、クラブ活動で、両小野中でしたか、地域の学校出身の方がサポートして県大会へ行ったこととかが新聞に載ったのですが、そういう活動をする方もボランティアの中に入るのかどうか。定義として少し聞きたいのですが。

教育企画係長 ボランティアにつきましては、無報酬で文字どおりやられる方になります。部活等の指導につきましては、社会人講師というような扱いで報酬を支払ってやる場合がありますので、そういった場合にはボランティアとは別の扱いで、保険等にも加入しまして県からの補助金とかもあります。そういった形でやってございます。

金子勝寿委員 では、社会人講師というのは、今、どのくらいいますか。中学までで、いわゆる正規で契約している講師は、授業を持っているという状況で。

生涯学習部長 社会人講師の関係は、スポーツ振興課で所管していますので、明日、資料を持ってまいります。

金子勝寿委員 関連で聞きたいのは、学校ボランティアで、教員免許を持っている、持っていないは、資格は、非常に学校は、かつて厳しい部分であったものが、今、下がってきた部分があるかと思います。文部省でも解釈は、一応、免許を持っているものが教える、持っていないものは教えてはだめだよというのが昔だった。今、非常にあいまいになってきているのですが、教育委員会の中では、その辺はどういう位置づけというか、文科省の解釈に頼らなくてもやれるという教育委員会は一応持っているのです、その辺はどういう形で考えていらっしゃるのか、活動を含めてですけれども、教員免許を持っている人がやはり基本的には教育に携わるという原則だけでも、どの辺まで、臨機応変にできるとか、その辺を。

教育総務課長 学校支援ボランティアについては、免許という部分の制度はございません。社会人講師として来る方についても、特にその人が造詣が深いとか、こういう工芸については強いとか、竹馬作りはすごい上手だとか、こういうものは免許に関係なく、総合学習の時間に、それぞれの学校長、または、総合学習の先生方が人材発掘する、また、それぞれの登録していただいている方から、そういう方をお願いするというところでございまして、実際に免許の関係については、学校の講師としてお見えになっていただく方については、免許ということは崩してはございませんけれども、例えば、小学校の英語などの支援をいただく方については、免許のない、また、海外駐在経験が長いとか、こういう部分で御支援をいただいたという経過はございます。

金子勝寿委員 そうすると、基本的に、授業の中に入ってくる可能性が免許を持っていない講師であってもあるということで良いのですか。

教育総務課長 当然担任がおります。担任の支援者として、チームティーチングとして、二人で授業をやつて、実際に先生がお出でになってやる場合には免許がなくても、仮に、その授業は先生が主体であつて、やる時は免許がなくても授業は成立していくということになります。単独では免許がないとちょっと難しい。

教育長 付け加えますと、講師という形になると免許が必要になります。ただ、ボランティアとして授業に入るということになれば、これは免許のいかんは問わないと。ですので、例えば、英語活動の場合には免許が必要だということで、今、崩してはおりません。

金子勝寿委員 文科省に問い合わせをしたら、たとえ授業の中はやはり、ある程度の免許というものを求めるという担当専門官の言葉だったので、今、少し解釈が違うなと思ったもので。また確認してみます。ありがとうございました。

委員長 今のところの関連でお願いしたいのですが、自治体によっては、すごくこのことに力を入れていて、いろいろな段階の学校ボランティアがあって、草取りをすとか、そういったこともすべて含めて学校ボランティアで、いろいろな段階を踏んでやって、登録をしているというようなことがあるわけなのですが、今までの傾向としても、小学校と中学校で、かなり地域との係わりというのが、やはり、小学校のほうが密接で登録する人も多かったように思うのですが、平成19年度で、人数的なものを把握していたら全体的に。それと、平成18年度と比べるとふえているのかどうか、その辺の人数的なものがわかったら教えてください。

教育企画係長 小中の細かい内訳まではわかりませんが、平成18年度の登録者が269人です。平成19年度が298人、それから平成20年度、現在ですけれども、かなりふえまして444人という人数になっております。

委員長 それは、小中あわせてですか。

教育企画係長 小中あわせてです。

委員長 小中の比率はどのくらいですか。

教育企画係長 現在、平成20年度の小中学校の内訳が、平成20年度は小学校が382人に対して、中学校は62人ということで、中学の登録がかなり少ないということで、おっしゃるとおりです。

委員長 小学校だと、田畑のことだとか、見守りだとか、そういったことがある程度入っているのも多いかと思うのですが、中学校なども関心を持っていて、出来れば少しでも関わりたいというような声もあるのですが、なかなか、そこの中継が出来ていなくて、ある程度見守ろうという意識が高まることで、安全だとか、また、顔見知りになることで良い効果があって、前に視察にいったところも、県外ですけれども、草取りに行くということで、あいさつをして顔見知りになるというような効果が生まれたところもありますので、そういったところで、中学校も登録していただけるような可能性を探っていただけたらと思います。

教育総務課長 いずれにしても、私どもは積極的に広報とか、そういう部分での間接的な媒体での部分になります。もし、本当にそのような御希望があるようでしたら、御登録いただけますかというような部分を、こちらからもお誘いするような、御紹介をいただければ、そのようなことでもまいりたいと思っておりますので、また逆に、情報の提供をお願いできたらと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

委員長 他にありますか。

柴田博委員 283ページの塩尻東小学校のプールの建設に関連してなのですが、今、もう1校で終わりだということなのですが、低学年用のプールが別に作られている学校は、結果的には、どこどこになるのでしょうか。

教育総務課長 低学年につきましては、ほぼ同じ企画で各小学校で造らせていただいておりますので、低学年用は10メートル、10メートル、または、深さが60センチメートルから65センチメートルというような安全なプールということで、各小学校にそろっているということでございます。

柴田博委員 別にないところもありますか。

教育総務課長 申し訳ございません。吉田です。洗馬はことし造っておりますので。

柴田博委員 全部あるんですか。

教育総務課長 はい。

柴田博委員 はい。わかりました。

委員長 他に質問。

中野長勲委員 169ページの、発達支援費の中で、98万7,000円という減額補正をしてありますけれども、この辺のところを、もう一回詳しく説明してください。

家庭教育室長 当初、この元気っ子応援事業が、文部科学省に発達障害相互支援モデル事業に、平成19年度、平成20年度の2カ年に指定されました。それで、事務局、担当者の私の間違えで、県も同様に間違えていたのですが、委託事業と委嘱事業の間違いをしております、委託事業として県の担当者も初めてということで、私も勘違いをいたしまして、補助金として、委託金として市に振り込まれる事業だと思っておりました。そうしましたら、委嘱事業だということで、直接、国庫から講師陣にお金が支払われるということを途中で気づきまして、それで、98万7,000円を減にいたしまして、そちらに振り替えまして、この事業を実施してまいりました。

中野長勲委員 そうすると、委嘱と委託とを間違えたということだけれども、出来るものならば、こういったせっかくの予算を盛ったのだから、発達障害児についてのところで使うということは出来なかったのでしょうか。振替といえますか。

家庭教育室長 仕事はきちんとやっております、172万円を市費として負担いたしまして、国から98万7,000円にプラス126万7,000円ですけれども、それが、直接、市を経由しませんで、講師のところに、臨床心理士ですとか、学校心理士に直接支払われましたので、市が頭を通して支払われるかということでした、両方足した事業で300万円の事業を実施しております。

中野長勲委員 出来たということですか。はい。これは、私も関心を持っていることなので、やはり、対象児童数が640人ですか。それで、その中で相談をした人が66名ということですか。

家庭教育室長 平成19年度は、保育園のお子さんと幼稚園5園のお子さんをあわせまして、対象が643人いらっしゃいました。その方たちに、元気っ子相談といたしまして、633人の方、98.4パーセント近くの園児を、相談員とお母さん、お父さんと一緒に参観をさせていただきまして、参観が終わったあと、この方たちには全員に保護者の方には、それぞれの悩み事に答える元気っ子相談を実施しております。その参観の中で、私たちが、お育ちの中で少し手を加えたほうが良いなというお子さんや、コンサルタントの先生が、このお子さんには少し配慮をした保育をしたほうが良いと思われる方が66人で、約10パーセントいらっしゃいまして、その方々のお子さんには個別支援保育、また、保護者の方には医療相談、継続相談等を、現在も、継続して実施しているところです。

中野長勲委員 結果としては、まだ出ないだろうけれども、この事業についてはどうなのでしょう。少し聞き方が悪いですが。これは必要な事実だと思うのだけれども。

家庭教育室長 平成18年度が初年度でして、平成18年度のお子さんの対象が約12パーセントで、59人近いいらっしゃいましたけれども、その中で、就学指導委員会で審議したお子さんは19人でした。19人のうち、特別支援学校、特別支援学級へ行く方は5人、残りは通常学級、また、審議対象の方は通常学級ということで、多くのお子さんが通常学級へ行っていらっしゃいます。それで、ことしはおかげさまで、小学校を回るフォローアップ相談の教育相談員を1名配置していただきましたので、その先生が1年生の全学級の授業参

観をしてきております。そのあとで、授業参観をしたあとに、午後の学年会に出席して配慮の必要なお子さんに、どのように授業を進めていこうかということで、検討会を重ねていただいております。私たちは、小学校は壁があったのですけれども、その先生に回っていただくことによりまして、担任の先生の指導力と関連して見ていく必要があるのではないかとということで、担任の応援というような形を取らせていただいたり、それぞれのお子さんは、選別するというのではなく、荒削りと思われる子どもの内面を理解していくということがとても大事なので、理解を十分にしていこうということや、保護者の先生の側からみますと、元気っ子相談で、保護者が理解して上って入学してきてくれたので、1年生の早期の段階から保護者と一緒に相談して事業を進めていくことが出来るとか、そのようなことを言われておりますので、今後、この事業を充実していくことが必要だと思っております。特に、今後、充実していきたいと考えておりますのは、先ほど、妙義保育園とみずほ保育園で、個別支援保育が試行的に始まっておりますし、その充実と、また、そのお子さんが小学校2年生、3年生になってきますので、そのフォローアップ相談の充実、また、知能には問題がなく人間関係が下手なお子さんが多いので、社会生活の技能を獲得するような講座など、お母さんにも育て方を学んでいただくペアレントトレーニング、それと、私たち指導員の資質向上が一番大きな課題だと思っておりますので、その5点を充実していけばとても良い事業になっていくと思っております。

中野長勲委員 はい。良くわかりました。

副委員長 関連して、この事業についてお聞きしたいのですけれども、元気っ子支援の調査というか、事前に保護者の方から子どもさんの気になる様子とか、いろいろ記入をしていただくようなことがあるとお聞きをしたのですが、平成18年度から事業が始まったばかりなので、保護者の方の理解も、やっていく中で求められてくると思うのですが、お聞きした中で、その保護者の感想を書くことによって、このお子さんのレッテルが貼られてしまって、それがそのまま小学校の先生に行ってしまったら、自分の子どもがそういうふうに見られてしまうと嫌だなというような声を、保護者の方から何人かお聞きしているのですが、その点で、ほかにもそういうような課題があるのか、現状をお聞きしたいと思っております。

家庭教育室長 平成18年度は59人の方を対象にして心理、発達検査、医療相談、就学教育相談を実施してきましたけれども、やはり、8名近くの保護者の方が拒否をなさいました。現在も継続しまして、この事業の必要性、また、一人ひとりのお子さんを大切に育てていく事業なのだということを繰り返し御説明しております。小学校に入ってから気づいていただいた保護者の方もいらっしゃるようで、その時点から相談が始まっている方もいらっしゃいます。ですので、学校の担任の先生と連絡を取りながら、基本はそのお子さんの良いところを育てたい、お子さんをしっかり理解して、お子さんの特性を伸ばしたいという事業ですので、その点を良く保護者の方に理解していただきながら進めていきたいと思っております。元気っ子相談に書いていただいておりますけれども、平成18年度、平成19年度の2カ年調査をさせていただきましたけれども、大体、元気っ子相談カードに書いてきていただける方は74パーセントの方が相談カードに記入してきていただいております。その中で、どういう相談が多いのかを2カ年見てみましたけれども、一番多い相談が、やはり、行動面での不安ということです。平成18年度、平成19年度も39パーセントの保護者の方が行動面、落ち着きのなさとか、友だち関係が心配ないのかというような御相談を挙げてきております。次に、健康面が多く、平成18年度が31パーセント、平成19年度が36パーセント、次が、小学校に向けてが、平成18年度は

18パーセント、平成19年度は23パーセントということで、ベスト3といたしますが、行動面、健康面、小学校に向けての御質問を寄せられておりますので、相談員は、その一つひとつに丁寧にお答えしております。やはり、初年度あたりは、この相談員の言い方はなんだ、というような御批判もありました。先ほど言いましたように、相談員の資質の向上ということがとても重要なことだと思っておりますので、そのような点に力を入れながら、保護者の皆さんに理解をしていただくように事業を進めていきたいと思っております。

副委員長 もう一つ。保育園の入園の書類の中に、この元気っ子支援事業に対して理解をしているか、その事業についての項目が入園の書類の中にあっような気がするのですけれども。それで、それを受け入れないというか、理解をしないという意思表示を自分がしてしまうと、入園に差し支えるのではないかというようなお母さんの不安がありまして、内容はそれほどわからないのだけれども、一応、丸をして出したというようなことで、今はどうなっているのか。

こども課長 今、レッテルという話がありましたけれども、就学前から就学後まで一貫して子どもを伸ばすという事業なものですから、そういった部分では、子どもの状態の記録、保育園での状態の記録を小学校につなげる必要が実はございます。その点で、小学校側の対応が、じゅうぜんとかなり違ってくるというお話なのですけれども、その記録を、そういう使い方をしますよというふうなことで御理解をいただくように申込書に丸をしていただくようになっていきます。ただし、そこに丸がないと入園させないかということですが、先ほどの保育園のところにもありましたけれども、全く違う話でございまして、そういった記録は基本的に保護者の方の御理解をいただきながら、私どもと、保育園、さらに学校にも共有して子どもの育ちに生かしていこうという主旨のもとでございまして、保育園の入園には差し支えがないという点で御心配のないように、機会がありましたらよろしくお願いいたします。

副委員長 12月にNHK観光フォーラムで塩尻市の事業を、たぶんそこで紹介されて、発表もしていただくと思うのですけれども、全体的にも注目を浴びている事業だと思うのですが、実際に、今、この事業をやっている市町村はどういう状況か、もしわかりましたらお願いします。

家庭教育室長 現在、この事業に取り組みは始めている市町村は、不確かですが、県内で8市くらいだと思います。塩尻市の良い点は、教育委員会にこども教育部があるということで、この事業を保育園でやっているということです。保育園で全員の、98パーセント近くのお子さんの保護者と一緒に面談をしながら、一緒に参観して、それを小学校につなげていく。保育園では、すぐ個別支援保育が始まっていくわけです。そのお子さんに適した保育は何だろうと、保育の先生たちが一生懸命考えて、それは養育といたら変ですけども、すべてのお子さんの保育の向上につながる取り組みが始まっているわけです。ほかの7市は5歳児検診としてやっているわけです。ですから、衛生部関係、保健センターで一所に集めてやっている、そこで正常、異常という区分をやっていきますので、そこから保育園、小学校へどうつなげていくかということが、ほかの市町村が、今、非常に悩んでいるところです。そういう意味では、塩尻市はとても良い組織体制にいただきましたので、保育園から小学校、今後は中学校への連携がとても取れていくという、自慢の出来る事業だと思っております。

委員長 はい。ありがとうございました。関連して、要望ですけども、取り組みははじめたところなので、まだまだ、説明をしっかりとっていくということも今後必要だと思うのですけれども、それを調査するときに、

つまり、ボーダーラインのお子さんもいるし、健常な子どもさんもすべて含めてやっていらっしゃると思うのですが、まだまだ説明が必要なことがあると思うのが、健常のお子さんのお母さんなどが、まだ内容をあまり理解していないというようなところもあります。障害を持っているお子さんの親も、あまりそういうふうにレッテルを貼られたくないと思う人もいる代わりに、早くに発見して、それを早く改良していくことで非常に良い効果があると、非常に理解していて、市のいろいろな会合に出てきてくれるような障害を持つ子どもさんの親などは、積極的にそういったことを支援しているわけなのですが、やはり、より良く十分に、今後のところの説明をお願いしたいというふうに要望します。

中野長勲委員 これは、保育園の年中から特にはじめるということなのだけれども、発達支援ということについては、前から兆候があるのではないかというような感じもするのだけれども、それを前からやるというような傾向はどうでしょうか。

家庭教育室長 今、母子保健法で実施しています検診が1歳半と3歳児検診です。3歳児検診までにわかりますのは、重度、中度くらいのお子さんです。3歳児検診のときはどうだったかということで、59人のお子さんを振り返ってみました。そうしますと、特別支援学校と学級へ行った5人のお子さんは、もう3歳児検診で把握出来ておりましたけれども、ほかのお子さんは、言葉の遅れで経過を見ておりましたけれども、35人近くは異常なしでスルーしております。そういう状況がありまして、県の衛生部も3歳児検診の精度を高めていこうというふうに考えてはいるようですけれども、なにせ、発達障害のお子さんたちは、人間関係、コミュニケーションがうまくとれないというのが最大の難点ですので、どうしても、集団生活に入ってみないとわからない場面がありますので、3歳児検診の精度をこれから高めていってどの程度ということは今後の研究だと思っています。

中野長勲委員 それ以前のことを考えると、お母さんが喫煙をしていたとか、お酒を飲んでたとかというようなことまでつながっていくのではないかと思うのだけれども、そういう指導というのはどうなっていますか。今、だいぶ、女性の若い人たちの喫煙者がふえているというのを聞いているのだけれども。そういう傾向はあるのですか。

教育長 発達障害の一つの原因というのは、脳の微細な障害が原因だということで、その脳の微細な障害の原因は何かというと、母乳の中に含まれているダイオキシンですとか、そういうものの摂取も一つの原因ではないかというようなことも言われていますので、やはり、子どもの成長というのは環境とも大きく関わってくると思いますので、教育だけではなくて、いろいろな面で母体を守ったり、子どもの成長に対する環境というのも、いろいろなところで協力してやっていかなければいけない時代ではないかなと思っています。

委員長 10分間休憩します。

午前 16時08分 休憩

午前 16時15分 再開

委員長 休憩をとり再開をいたします。引き続き質問がありましたらお願いします。

レスパイトといいますか、障害を持っている子どもさんの関係で、ちょっと質問したときに、レスパイトは土曜支援とか放課後支援、送迎支援というようなことで、それをお願いしているのが市内ではなくて、よその

自治体に行ってるのですけれども、答弁の中で、要件がそろえば児童館、児童クラブ等も利用可能で、移動にヘルパーなどが付き添うような場合は活用することも可能であるというような答弁で、現実にはなかなか利用している人というのはあまりいない、でもゼロではなかったという気がするのですけれども、平成19年度はどうだったのでしょうか。

こども課長 現実には、今年度に入りまして洗馬の児童クラブに、その子は自閉なのですけれども一人来ております。支援は、学校から送ってくるときだけに支援する人についていただいて、帰りは保護者が迎えに来るといふようなことを回しているところです。

委員長 福祉の部分と重なる部分があるものですから、迷ってしまって福祉で質問が出来なかったのですけれども、市内の該当者の親の中で少し動きがあって、自分たちの中で支えるグループというような話が出てくるようなのですけれども、場所とか、そういうお子さんだけのそういったところを、市で全面的に全く同じような児童館、児童クラブをというようなことは無理かと思うのですけれども、よその自治体の例もあわせて、何か支援する策というのは当市としてないのか。すみません。部が違うとは思いますが。福祉部長、またがってしまって申し訳ないのですけれども。動きがあることは承知していますか。

福祉事業部長 児童館、児童クラブという形の中でではなく、レスパイトで一時預かりというか、そういう自治体の部分ですか。

委員長 はい。

福祉事業部長 そのような動きがあれば、午前中にNPO法人の支援というような制度もございますので、今、直接要項をというような定めはないのですけれども、もし、そのような動きがあって支援できる方法があれば、何でも方法は考えられると思うのですけれども。

委員長 またがって申し訳ないのですけれども、今、よそのほうまで遠くまで助けにいく現状で、近いという事は非常に負担が少なく済むので、また、できる策を、ぜひ相談に乗ってあげてほしいというふうに思いますのでお願いします。

もう1点、説明資料43ページの中ほどの健やか子育てサポート事業ですけれども、提供会員を育てるために講座等をやっているかと思うのですが、平成19年度は講座等にどのくらい入ってしていったのか実績はどのような状況でしょうか。

子育て支援センター所長 全部の方が講座を受けたからと登録をするということではないのですけれども、登録した人数だけではなく受けた人の人数ということですか。

委員長 講座の開催回数とか。

子育て支援センター所長 全部で2回行ってまして、前半と後半で行ってまして、だいたい7回くらいを1回ですけれども、その後、実習というか、実際に現場に出てもらうようなこともしています。で、どのような内容かですか。

委員長 わかりますか。

子育て支援センター所長 内容的には、ファミリーサポート、事業概要、集いの広場、ボランティアとか、地域ネットワークの中でのボランティアの役割というようなことについて、第1回目は話していただきました。松本短大の先生に地域における子育ての支援と必要性、その理解というようなこと。赤ちゃんと発達と保育の

心等を専門の先生に入ってくださいまして、最初は、子どもの事故と安全ということで、消防署の救急救命法なども受けていただいています。

石井新吾委員 平成19年度、東小のプールが終わりまして、本年度は小学校のプールでは洗馬小が最後ということなのですが、中学のプールについては老朽化したプールもあるかと思うのですが、今後、どのような考え方でいますか。

教育総務課長 委員の御指摘の中学は、ただいま計画的に新設1億数千万円かかるというふうな部分がございます。今、現実に調査してみますと、授業で生徒が中学校のプールを使って10時間、現在の指導要領ですと、それがカリキュラムになっております。しかし、大会だとか、そういうものは現状の中では行っていないという部分を含めて、今、総合的な検討をして、大変教育に対して費用対効果というのはおかしな言葉になるわけでございますけれども、近隣の施設の利用ができるかとか、または、現状の施設がコンクリートでございますので、改修をして利用できるかとか、総合的な判断をしながら、今後、実施計画にもりながら十分な検討をしていきたいということで考えているところでございますので、改修については来年度から何々学校がすぐやる、再来年度は何々学校というのは、ここでは少し、工法等の検討も含めながら、今後、行っていきたいというところでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

金子勝寿委員 具体的に数字とかではないのですが、松本から市内の学校に来られた先生が、備品の購入に関して、松本市に比べて塩尻市は若干審査が緩いという指摘があったのです。何がというと、メーカー指定だった場合に先生がそのメーカーを希望する、音楽や技術や体育のもので、このメーカーにしてくださいと指定してきた場合に、比較的、そのメーカーがとおりやすいと。その辺について、例えばメーカー指定でこれを買ってくださいという要望があったときの入札の前の内部の審査は、どういうやり取りをしているのか教えていただきたいのですが。

教育総務課長 メーカー指定は、例えば、給食などの施設がございますし、楽器等が、いま私どもが一番悩んでいるところでございます。これはなぜかと申しますと、ある一定の水準までいきますと、どこのメーカーの何々グレードでないと音がどうだとか、これはシルバーでなければいけないとか、いろいろな課題、問題がございます。しかし、そこで、初心者入門コースで、例えば、フルートですとか、ある一定のグレードに達したフルート、松本などの場合にはフルートなどは30万円、40万円のものを保護者が買ってあります。塩尻の場合には割合そろえているというふうにございまして、確かに、審査といっても、例えば、音楽だけとらえた場合には先生とやり取り、または事務の先生とのやり取りをして、もっと、安いこういうものもあるではないかというような部分はするわけでございますけれども、入門コースと、ある一定のレベルが上がった部分とは、やはり、多少の区別と、審査が緩いと言われればそういう形になるかと思っておりますけれども、ある一定のレベルに達している子どもたちの分については認めるという現状です。なおかつ、物品審査委員会、金額が多いもの、これについてはメーカー指定であっても当然審査にかけて、適正な購入に努めているということでございますのでよろしくお願ひいたします。

金子委員 関連ですが、物品審査委員会にかかる金額のラインは、具体的に何かがあるのですか。30万円以上とか、50万円以上とか。

教育総務課長 アタッチメント等も含めた部分もございましてトータル金額で50万円ということで

す。

金子勝寿委員 たぶん、こういうものを買ってくださいという理由も付けて書類申請書を出すと思うのですが、それが出た段階で、そのまますぐに、50万円以上でしたら審査委員会にかける、もしくは内部で購入の手続きに移るのか、理由を受けて、再度、先生に細かいところを聞くのか、もしくは書類でもう一度こういう点でこのメーカーの理由について、どうも指定する理由がわからないというようなことを聞くのか、どうかたちで聞くのか、何回やるのかを教えてください。

教育総務課長 関係現課で、私どもの教育の関係ならば私どもの現課に申請が上がってくるということになります。それで、起案をしながらメーカー指定というようなことも行って、それから一段階を経て、物品審査委員会に決裁を経て上がっていくという形になります。

金子勝寿委員 はい。ありがとうございました。

子育て支援センター所長 先ほどの関係で、子育てサポーターとしてボランティアポーターというのは、7回のコースを2回やっています。2回になったのは、昨年、北部子育て支援センターが出来たときから両方ということで、2回ずつ行っています。ことしから、サポーター、ボランティア対象のレベルアップ講座というのを考えまして、ことしからボランティアを募集した中で、月に一回ずつ10月2日で前期の方が終了するわけですが、これを受けまして、これからずっと続けていってもらうには、実際にボランティアに入ってもらったとき、行ったときにどうだったかというようなことを聞きながら、一緒に支えてやっていこうという形の中で、そういうボランティア講座を月に1回ずつ予定しています。およそ2回で35人くらいの方が受けていただいています。その中で、すべての方が登録してくれるわけではないですが、その中で、私はボランティアなら良いけれどもお金をいただくのは、という方は登録していただきませんが、そうでない方には登録をしていただいています。そのような状況です。

委員長 市外から引っ越してくる人もいるわけなのですが、このファミリーサポートの存在を知っていただくことで、子育てのいろいろなトラブルから解消されることがあると思うのですが、周知の仕方というか、その辺については。

子育て支援センター所長 相談があった、電話が来た方にはお知らせをしたりとか、利用で登録に来た方にはきちんとお話をしたりとか、子育て応援BOOKの中に入っています。そのようなかたちでお知らせはしています。

委員長 子育て応援BOOKは、妊娠届の時から配布で、特に小さい子ども、乳幼児のお家には行くから良いのですが、転居してきたような人にも情報が行くように、さらにやっていただきたいと思います。

中野長勲委員 279ページのスケート教室、スケート場設置校負担金があるのだけれど、今、温暖化でスケート上がなかなか出来ない状態なのだが、その辺のところと、スキー教室というのをやっていると思うのだけれど、それはどこを見れば良いのですか。

教育総務課長 まず、スケートに係る部分でございますが、設置補助金関係については、今現在、大きなもので行っているものは、檜小と桔梗小の2校でしたか。今、データを調べておりますけれども、そのようなことで行っております。スキーについては個々に出ておりませんが、特別行事補助金の中でバス代等を支援させていただいている部分でございますが、具体的にスケート場設置というような負担金としては、申し訳ござい

ません。スケート場等の参加補助金でございますけれども、その中で279ページの市教育会負担金の5つ目にスケート場設置校負担金がございます。これについては、木曾檜川小学校のグラウンド場に造っている大きなスケート場、それと、桔梗小が、今、私の頭に浮かんでいるところでございまして、なおかつ、それから下がって、小学校補助交付金のスケート教室等参加補助金300万円余、これについては、スキー教室も含まれておりますのでお願いいたします。

中野長勲委員 今、こうやってみると、スケート教室も大事だと思うけれども、スキー教室というのはほとんどの学校で行っているような気がするのだけれど、スケートというと岡谷のスケート場ですか。スキー教室に行くには、そういった屋外スポーツの行事におやつを持っていってはいけないということらしいのだけれども、やはり、スキーにしてもスケートにしても、朝から一日滑ってお昼まで行って、お昼に向こうの定食でカレーライス一杯というと子どもたちは持たないのです。それを、一杯食べて家に帰ってくると、本当に死ぬくらいに疲れてしまうというぐあい、そのくらいやってくればありがたいとも言えるが、スキー場なりスケート場から出る昼食が、お代わりをして良いかと言ったらお代わりをしてはいけないと。大盛りにしてくれと言ったら、大盛りは良いと。そういうことらしいが、それは学校によって違ったらしいけれども、先生の感覚で、お代わりは駄目、違う学校では大盛りにしてくれと言ったら大盛りにする。大盛りの子どもはこちらに並びなさい、普通はこちらに並びなさいと言ったら、ほとんどの大盛りに並んだそうです。小学生だから配慮をして、ある程度補助金を出しても、しっかりと体力作りをやらせてもらいたいと思うのだけれども、その辺は今後どう考えますか。

教育総務課長 学校行事については、基本的には学校の行事、または校長以下の判断で行い、学校の行事届けをいただきながら認めをさせていただいているというのが実情でございます。具体的に、食事の関係ですが、腹一杯になるかならないかという部分については、確かに学校での部分、これは給食ではございませんので、保護者の負担を出来るだけ減らすという部分も含めて、補助金にも限界もございますので、最低限のものであり最大におなか一杯になるものを出しているかと思うわけですが、そういう実情があったということは、そういう部分につなげながら、どうも満腹感を持っていないようだ、午後のスキーではへなへなしてしまっ力が入らないというような声もあるというようなことをお伝えしながら、具体的に何を改善するかという部分を明確にお答えすることは出来ませんが、そのような部分を校長会等を通じて、このような声があったということをお伝えしながら、答弁に代えさせていただきたいと思っております。

中野長勲委員 要望しておきます。もう一つ、小学校、中学校の給食の残渣を堆肥化しているのだけれども、これについて、出来上がった堆肥をどうやって処理しているのか、また、堆肥化の機械はリースだと思うのだけれども、その辺のところを少しお聞きしたい。

教育総務課長 リースについては、平成19年度から今まで使ってきているところでございますけれども、以前にも協議会、この委員会の中で御論議いただいた経緯がございます。これだけの大変大きなリース機械を使って、どう利用しているかという部分でございます。今現在は、平成20年度からは全部木曾のほうへ入ってリース切れになった部分から木曾に入れているということで、それについては先般も新聞報道をされていましたが、学校菜園で何袋くらい使うのかという希望を取りながら、自分のところの学校のものが直接戻ってくるわけではなく、ほかの学校のものが入ってくる部分もありますけれども、現在は、直接、学校菜園の

肥料として使っているという状況でございます。

中野長勲委員 堆肥の処理は。

教育総務課長 以前のリースのときの堆肥の処理ということですか。平成19年度については、出来上がったものは学校菜園で使用というような格好を原則として、余っているときには隣の学校校区へ持って行くとかですね、そのような事もっておりますけれど。

中野長勲委員 たぶん、塩分が多いなどというようなこともあるだろうと思うが、ずっと学校菜園へそれを入れていって良いものですか。土壌づくりということにして。

教育総務課長 それで良いのかという部分は、まだ今のところ、塩害という部分は出てきていないところでございますけれども、プロがやればもしかしたら出るかもしれません。子どもたちがやっている菜園、または、先生がやっている菜園でございますので量もたくさん入っていない、また、あちこちに面積が分散していると、しかも痩せている土地だということもあって、塩害というのは出てきておりませんが、逆に、学校内にいくつも木が何本もあるわけですが、こういう葉っぱも一緒に入っている中で緩和されているのかなという部分もありますけれども。専門の技術員等を含めて、塩害等、今後、給食関係で塩害が出るか出ないかというのは、研究しながら健康に影響が出ないように、今後、専門家を交えて研究してまいりたいと思います。

委員長 ほかに、それではないようですので、なければ議案第1号について、こども教育部に係る部分の審査を終了いたします。なお、討論および採決はすべて審査終了後に一括して行います。きょうの審査はここまでとし、明日、引き続き、こども教育部に係る審議を質疑の議案から進めたいと思います。それでは、福祉教育委員会の1日目ですけれども、きょうはこれで終了といたします。

午後 4時40分 閉会

平成20年9月18日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 丸山 寿子 印